

平成29年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成29年11月15日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁		7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄		9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保		11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作		13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市		19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介		21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水道課副課長	多 田 一 徳
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 木 昭 治	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。大きく分けて2つの質問を行います。

質問を行う前に、答弁について一言申し上げておきます。

地方議会は国会と大きく違います。国会では、首相と同列に座っている各大臣は執行権者です。しかし、地方議会では、市長と同列に座っている課長であっても、吏員、一般職員であり、単なる説明員であります。執行権者は市長のみです。そして、国会においては、議場での発言は、憲法第51条において何を言っても責任を問われませんが、地方議会においては責任を問われます。幾ら市長になったつもりで言われても、議会での説明員の課長の発言、暴言恫喝は言語道断であります。そして、議事録は未来永劫に残ります。また、行政は、人が代わろうと継続という大原則があります。答弁に当たっては、その場しのぎではなく、一貫性を持った慎重なる答弁をお願いいたします。

それでは質問を行います。

まず大きな1点目は、東総広域ごみ処理施設の建設についてであります。

まず、（１）の負担金条例についてお尋ねします。

負担金条例の制定年月日、負担金の割合とその根拠について。また、匝瑳市議会の負担金割合の議決内容とそれを受けての検討結果。そして、組合議会で９月までに負担金割合の見直しを行うとなっていたが、どのような検討をしてどのような割合になったのか。さらに、この負担金割合の見直しが、匝瑳市議会の思惑で着工目前の土壇場に出たのか、それとも前々から話はあったのか、あったとすればいつのときからあったのか、お尋ねいたします。

次は（２）でございますが、建設事業費の総額と具体的な財源内容、また財源の活用条件、各市の負担額についてお伺いします。

（３）の中継施設についてであります。中継施設の建設に当たっては、建設場所の市で建設費を負担するとの話を聞いたが、どのようになっているのか。また、中継施設は何か所造るのか。その建設場所、建設費の総額と年間の管理費、さらに各市のそれぞれの負担額についてお尋ねします。

（４）でございますが、焼却施設・最終処分場のそれぞれの計画面積と所有者の人数、現在のそれらの用地の確保状況、またそれらの平米当たりの金額と総金額、そして建設予定地の平米当たりの通常取引額、不明な場合は周辺の評価額についてお尋ねいたします。

大きな２点目は、職員駐車場についてであります。

この質問は、幾度となく質問を行っていますが、私の質問は職員いじめの質問ではありません。また、そのように受け止められたら全くの心外です。

行政、つまり市は、法令遵守で市政の運営を行うのが原則です。そして、その執行の唯一のチェック機能を持つのは議会であります。そのために市長と議員は別々に選ばれています。その唯一のチェック機関の議会で、質問のたびに答弁が変わっていますが、答弁につきましては、一貫性を持った答弁、そして会議録を確認して、誰もが理解できる答弁をお願いいたします。

（１）の駐車場の契約についてであります。

前回、３年前の契約で、今後契約を更新する場合、内容などを検討するとの回答であったが、どのように検討し、新たな契約を締結したのか。また、契約の内容で、目的は市役所駐車場なのか、職員駐車場なのか、海匠支庁職員団体の駐車場なのか、農協職員の駐車場なのか、市民の駐車場なのか、どのようになっているのか。

（２）の駐車場の確保の明確な根拠についてであります。

行政は法令を遵守しなければなりません。そこで、この駐車場の確保の明確な法令、地方

自治法や地方公務員法、条例など、どのように制定されているのかお尋ねいたします。

(3) でありますが、駐車場は福利厚生の一環と、市長、また課長が答えていますが、地方公務員法の第42条などに規定されている福利厚生とはどのようなものか。その中で職員駐車場はどのように位置づけされているのか。また、福利厚生事業については、住民監査請求などで各市町村で見直しが行われ、廃止、縮減などが行われている中で、6月議会で、通勤手当はありますが、駐車料金の公費負担は現制度の中ではない、支給することはできないと課長が明言しています。市が駐車場の負担をすることは、これは公費の不正な支出ではないのかお尋ねします。

そして、経営者としての市長は、このような不正な支出をどのように考えているのか。不正支出に対して経営責任を問われ、損害賠償請求の対象事案であると思いますが、いかがなものか。また、行政改革を推進する市長として逆行しているのではないのか、住民福祉の向上をうたっている市長としてはどのように考えているのか。

次に、(4) でございますが、駐車場用地としていつから借り入れたのか。それと、現在の賃借料の月額と年間の総額、地主への支払いの期日についてお伺いします。また、市が使用許可をしている団体からの使用料の納入期日についてお尋ねします。それと、借り始めから平成28年までの地主への支払い総額と、市職員団体などからの一般会計への納入額と実質の市の負担額についてお尋ねをいたします。

なお、市が使用料などを徴収する場合、使用料・手数料条例などに規定されていますが、わざわざ雑収入に入れているのは、ごまかすためにそのような手続きをとっていると思いますが、このような財政手続きは法的に問題ないのか。また、海匠支庁分の賃貸料を市を経由して地主へ支払うと以前回答がありましたが、具体的な経理方法についてお尋ねします。

(5) 条例についてでございますが、市では、使用料・手数料条例を制定し、各種の手数料、使用料を徴収していますが、しかしこの駐車場に限っては条例がありません。なぜ条例を制定しないのか。条例で明確に規定し、徴収することが適正な行政運営と考えますが、その辺について伺います。

(6) は今後の駐車場についてでございます。

新庁舎での業務開始後、第2庁舎跡地を駐車場にするとのお話ですが、公用車の駐車場なのか、職員用の駐車場なのかお尋ねします。さらに、車通勤以外、通勤手当の出ない職員や電車通勤の職員に対して、今の状況では不利益につながるとは思います。そういう中で、市長として、一部の職員に対して有利になるようなことをして、これが本当の職員のために

なるのか伺います。

あとは自席で行います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、高橋利彦議員の質問の大きな1つ目、東総広域ごみ処理施設の建設につきまして、私のほうから回答申し上げます。

まず、（1）負担金条例等についてということで何点かご質問がございました。

1点目ですが、負担金条例の制定年月日ということでございます。

東総地区広域市町村圏事務組合の負担金条例は昭和48年に制定されておりましたが、一般廃棄物処理施設の負担金割合は、ごみ処理広域化推進事業を始めるに当たり、関係市が負担する負担金の割合を定める必要があったため、平成19年2月22日に改正し、同年4月1日に施行されております。

続きまして、負担金の割合とその根拠ということでございます。

現在の割合につきましては、建設費及び管理運営費ともに、基準率は均等割が20%、人口割が40%、処理量割が40%でございます。その根拠でございますけれども、ごみ処理事業であるため、まずごみ処理量の割合を入れました。また、広域事業であるため均等割合が入っております。そして、市の規模を反映するということで人口割を入れるという、そういったことで協議を行い、さまざまなパターンを検討した結果、現行の割合において、3市において協議が調ったものと思われま。

続きまして、匝瑳市議会の負担割合の決議の内容、それを受けての検討結果ということでございます。

去る9月20日、匝瑳市議会における負担割合の見直しの決議の内容につきましては、負担割合を直ちに直すこと。負担割合は、ごみ焼却排出量に基づいた排出量割合で施設建設費、管理運営費を決めること。また、負担割合が見直されないまま事業を進めるのであれば、匝瑳市議会としては、この事業にかかわる匝瑳市の予算を今後議決することはできないとしたものでございます。この決議を受けまして、当市、旭市では、市長、副市長並びに議長をはじめとする組合議員の皆様による協議をいたしまして、改めて、旭市としては、引き続き負担割合の見直し協議を行いながら、3市によるごみ処理広域化推進事業を進めていくことを確認してございます。

続きまして、組合議会のほうで9月までに負担割合見直しをするということであったが、

その検討の内容というようなご質問でございました。

負担割合の見直しにつきましては、これまで3市の企画、財政、環境担当課長が出席する検討会議で、各市の意向を確認しながら調整をしております。また、その検討結果が首長会に報告され、その席においても何度も協議されております。

現在、各市の意向としましては、まず現行の負担割合のままとする意見、また、人口割分の40%を処理量割に上乘せし、均等割20、処理量割80とする意見、またさらには、均等割を10、処理量割90とする意見がございます。これら負担割合の違いによりまして負担率に差が生じるため、現在、調整が難しくなっております。

負担割合の見直しの検討の経緯というんですか、いつから行っているかというご質問でございました。

負担金の見直しの経過としましては、平成25年に、匝瑳市からごみ処理広域化推進事業に関する要望書が組合に提出されております。内容は負担金の見直しについて協議するよう要望してございます。これを受けまして組合事務局は、平成26年度から負担割合の検討会議を開催し、それ以降、協議を続けているという状況になっております。

続きまして、(2)のほうに移ります。財源等についてでございます。

建設事業費の総額というご質問でございます。

東総広域事務組合の事務局のほうからは、現在の建設事業費の総額として274億円が示されております。その内訳としましては、広域ごみ処理施設が231億円、広域の最終処分場として33億円、これらはいずれも用地費を含み、附帯工事費は除いてございます。そのほかとして、3市の中継施設の改修費用として10億円を見込んでおります。

財源の内訳というご質問がございました。

財源の内訳としましては、建設事業費274億円のうち、循環型社会形成推進交付金として約85億円を見込んでおります。本来ならば残る189億円が構成市の負担となりますけれども、3市が東日本大震災の特定被災地方公共団体であるため、循環型社会の交付金対象事業費から交付金を除いた額の95%が震災復興特別交付税として措置されまして、その額は構成3市合わせまして約121億円を見込んでおります。つまり、財源としましては、交付金として85億円、震災復興特別交付税として121億円、残る68億円が構成市の実質的な負担額となります。

続きまして、財源の活用条件というご質問でございます。

循環型社会形成推進交付金につきましては、市町村等が地域の循環型社会を形成するため、

循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境省に承認を受ける必要がございまして、この地域計画で計画された事業に国から交付金が交付されるものです。

交付対象としましては、人口が5万人以上または面積が400平方キロメートル以上の地域計画を構成する市町村または当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体となります。また、震災復興特別交付税は、被災自治体において負担する循環型社会形成交付金事業費の地方負担額に対して交付税措置されるものですので、交付金事業が実施されることが条件だと言えます。また、この震災復興特別交付税は平成32年度までの時限的なものであるため、平成33年度以降に実施する事業につきましては、循環型社会形成推進交付金のみが充てられるものになっております。

各市の負担額につきましては、先ほど実質的な負担額を68億円と申し上げましたが、これを平成29年度現在の負担割合で案分した場合は、銚子市が約28億円、匝瑳市約15億円、旭市約25億円の負担額となります。これについては各市で、合併特例債や一般廃棄物処理事業債等の起債を活用する見込みになっております。

続きまして、（３）中継施設につきましてお答えいたします。

中継施設の建設費の負担ということですが、本年度、中継施設整備基本計画を策定してございまして、概算事業費も含めた事業概要をまとめておりますので、その内容を基にしまして、組合でやる事業とするか、また各市それぞれで実施するのか等について検討していくという予定でございます。

中継施設の箇所数でございます。現在の計画では3市それぞれに中継施設を整備する予定ですので、3か所ということになります。建設場所につきましては、中継施設の場所ということでは、既存の3市のごみの焼却施設を中継施設として活用することで、既存施設の撤去に係る経費が循環型社会形成交付金の対象事業となることでありますので、財政負担の軽減のためにも、現在稼働中の3市の焼却施設を改修して中継施設として利用する予定でございます。

建設費の総額ということでございます。建設費につきましては、基本計画を今策定中で検討しているというところでもありますので、今現在お示しできるものはございません。先ほど（２）の財源等の総事業費の中で10億円という金額を申し上げましたが、これは検討中の施設内容を反映して見積もった金額ではないということですので、ご理解をいただきたいと思います。

年間管理費、あと各市の負担額というご質問がございました。これにつきましても、現在、

中継施設基本計画を検討中ということで、今後協議を重ねていくものと理解しております。

続きまして（４）になります。焼却施設・最終処分場の用地の関係でございます。

焼却施設の計画地の面積につきましては約４万8,000平方メートル、地権者の数につきましては22名。同時に用地の確保の状況という質問がございました。平成29年10月31日現在で約86%でございます。最終処分場につきましては、計画地の面積は約２万1,000平方メートル、地権者は12名でございます。こちらについては、現在、不動産鑑定業務を委託しておりますので、その後、用地取得に取りかかる予定でございます。

続きまして、単価、平米当たりの金額と総額というご質問がございました。

これにつきましては、現在、用地買収の金額ということでございますと、用地買収の交渉中でもありますので、公表については差し控えさせていただきたいとでございます。ただし予算額ということであれば、平成29年度の予算としまして、ごみ処理施設のほうが２億5,896万円を計上してございます。また、最終処分場については9,757万円を計上してございます。

続きまして、通常取引金額というご質問でございます。

不動産鑑定業務などにおいて土地の取引金額が出ておりますけれども、これについても公表できないということです。ご理解をいただきたいと思います。なお、固定資産の評価額につきましては、環境課のほうでは把握してございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな２番の中で、６項あるうちの（１）と（４）と（５）についてお答えを申し上げます。

まず、（１）の駐車場の契約についてというご質問の中で、どんな検討をしてきたかということがございました。

現在の契約、平成27年４月に更新をした際には、その前の契約内容と、平成25年から高橋議員にご指摘をいただいております点を踏まえまして、海匠合同庁舎の職員駐車場利用者会あるいはちばみどり農協の分を含めまして、地権者と個別に契約できないか検討を行いまして、地権者にもその申し入れ行ってきたところでございます。しかし、地権者からの回答につきましては、今のまま全体を市で借りてほしいということがございまして、準備の期間も必要という中で、次の契約の機会に向けて引き続き交渉を行っていくということになった

ところでございます。

次に、目的ということがございました。今使っている駐車場につきましては市役所駐車場として借りているものでございます。使い方としましては、職員の駐車あるいは市民向けの駐車、あるいはこういった議会がありましたときに、議員の駐車スペースを本庁に確保するために公用車を移動すること、あるいは行事等がありました際に一般市民の方にご利用いただくということも予定したものでございます。

小さな項目の中の（４）に移ります。賃貸借料についてというご質問の中で何点かございました。

まず、いつから契約かということでございますが、契約は平成３年12月から借りているものでございます。

現在の月額と年額ということでございます。月額につきましては、現在の契約の月額は89万1,771円でございます。それと、年額になりますと1,000万円強という数字になります。それと、地主への支払いにつきましては毎月の支払い方法でございます。それと、借りた駐車場を海匠合同庁舎の職員利用者会やちばみどり農協へ貸している部分についての使用料の納入の方法でございますが、年末に一括して納入をしていただいております。

地主への支払いの総額ということでございます。平成３年から借りてきておりまして、総額としましては2億7,000万円くらいになります。

それと、実質の市の負担ということがございました。１年間でいいますと、所有者へ支払ったものから互助会や海匠合同庁舎の利用者会からいただくもの、あるいはちばみどり農協からいただくものを差し引きますと、市の実質的な負担としては620万円程度になっているものでございます。

それと、貸している部分について、使用料ではなくて雑入にわざわざ入れているのは問題ないのかということがございました。以前にも申し上げましたが、ここの駐車場につきましては行政財産ではございませんので、使用料ではなく雑入として経理をしているものでございます。

次に、（５）の条例についてというご質問の中で、なぜ条例を制定しないのかというご質問がございました。これもこれまでも何度もお答えしておりますとおり、ここの駐車場部分につきましては行政財産ではございませんので、条例を制定していないところでございます。

私からは以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、大きな2番、職員駐車場についての（2）駐車場の確保の明確な根拠、それから（3）の駐車場が福利厚生施設になる根拠、そして最後の（6）今後の駐車場について、答弁をさせていただきます。

まず（2）、（3）でございますが、（2）では法令についてと（3）では地方公務員法の第42条というようなことで、一緒の答弁になりますのでよろしくお願いいたします。

まず、地方公務員法の厚生制度につきましては、議員から話がありましたが、地方公務員法第42条に定められているものでございます。この法律には、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」とされております。

法律の逐条解説におきましては、その実施については任命権者が主宰し、費用も地方公共団体の負担とすることが原則であるとされているところでございます。地方公共団体は、職員管理上の重点の一つとして、民間との均衡を考慮して職員の厚生制度の充実を図らなくてはならないとされており、保健と元気回復に限定されるものではなく、その他の厚生に関する事項については、適切かつ公正な制度を任意に、かつ独自に計画し、創意工夫し、実施し得るものであるとされております。具体的には、職員の利用施設の設置ないし助成、さらには公務員住宅の設置等、それぞれの地方公共団体の実情に応じて実施されるものと解説されておりますので、これに相当するものだというふうに理解をしているところでございます。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） ですから、ただいま申し上げましたように、その他の厚生に関する事項の中の、例えば公務員住宅等の設置等、その同じ位置づけで職員駐車場のほうも、首長が公共団体として設置が必要だというふうに判断をしているところでございます。

続いて、（6）の今後の駐車場についてで、まず第2庁舎について、私、今後駐車場とするといったような答弁をしたところでございますが、それは職員用であるかというご質問でございました。公用車でありますとか一般市民用につきましては、文化の杜公園のほうに予定させていただいておりますので、第2庁舎の跡が空けば、職員駐車場として使用していきたいということでございます。

それから、不利益になる、平等ではないといったようなお話がございました。これについては、先ほどの2番、3番についての回答と同様になりますが、行政のほうで職員の環境のために必要なものと判断しておりますので、それが不利益といったようなふうには考えてい

ないところでございます。

もうちょっと申し上げますと、例えば中央病院であっても、旭市と同じように1人1,000円の負担というものを取っているところでございます。職員2,000人ほどおりますが、1,500人ほどは、借地であろうが、病院の所有地になっておる所であろうが、1人当たり1,000円、1,500人の職員から駐車料金を取っておると。それから、企業名のほうは申し上げることは差し控えさせていただきますが、市内のちょっと大きな事業所等、確認をさせていただきました。そちらについては、負担なしで従業員、社員に駐車させているというようなこともございます。それから、前回等も回答してきましたが、旧3町の状況等もあります。

それから、高橋議員から、県の状況なんかも、例えば公共交通が発達していない地域で、夜間になって電車が走らなくなったらどうだといったようなご質問があった中で、県のほうに確認しましたところ、もし夜間になればタクシーチケット等を渡していると、また必要に応じてはホテル等に泊まらせているといったようなことで、職員の就業の環境というものは、事業者としてしっかり考えているという状況がありますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 再質問をします。

きょうの、そして今の今まで実情を知らない私は、建設の着工を目の前に控えての匝瑳市からの一番重要な負担金割合の見直しが出ました。匝瑳市の思惑はともかく、なぜ建設目前の土壇場だと思います。管理者である明智市長、大変だなと同情いたしました。しかし答弁を聞いて、何だ、なぜだと愕然と失望しました。

市長の指導力、優柔不断さ、信念のなさ、みんなの見方どおりです。つまり、6年も前に負担金割合の見直しの話が出て、見直しすると言っていたが、今まで何をしていたのか。そして、3市の首長は意思の疎通ができているという答弁でありましたが、意思の疎通ができたらとっくのとうに解決していたと思います。また、見直しをすると言ったのは、どのような思い、考えであったのか、そして今、事ここに至ってどのようにするのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員がおっしゃられるように、平成25年ころから負担割合の見直しということについては、匝瑳市を中心にそういった話が出ておりまして、3首長管理

者、副管理者ともども、負担割合を新たにしようというようなことで合意をしていたところ
であります。

ただ、それが、平成28年までのごみの量、それを直近の3年間のごみの量割という部分を
やらなければ、新たな施設に対しても、またすぐ違ってしまうのではないかということの中
で、30年度に着工、始まるというようなこともありまして、29年度までのごみの量を新たな、
直近の3年間の量を出してから負担割合を見直そうということになっていたわけでありまし
て、そういった部分では、いざ具体的に工事の計画が進んでいる今、負担割合を話しするよ
うになったところであります。

それと、今後の負担割合についての決着はどうするのかということでもありますけれども、
それぞれ3市においては、やはりかなりの負担の違いが出てくるわけであります。利害が大
変大きな部分が出てくるわけでありまして、両方の首長の言い分、そしてまた、私は中間的
な部分でありますけれども、そういった中でなかなか合意ができないというような状況があ
ります。そしてまた、匝瑳市議会からのああいう決議文が出たということの中で、銚子市
の市議会がかなり硬化をしている、硬直しているというようなこともありまして、なかなか負
担割合の合意形成ができないと。私のリーダーシップ、指導力が足りないのかもしれませんが
けれども、3市の事情があるというようなこともありまして、今、まだまだ調整をしている
ところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) 具体的には……

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) その見直しをしようと言ったときには、匝瑳市の方々からの発言がありま
して、東広の議会の中でも全員協議会の中で発言がありまして、平成19年に負担割合で条例
化したものでありますけれども、その当時は、人口の問題、人口減少がこんなにも進むとい
うようなことも当然予想されなかったわけでありまして、そしてまた、ごみの量も当然違っ
てくるのではないかと、新たに施設を造るという事態になってきたわけでもありますので、そ
ういったときには、10年もしているわけでもありますので、負担割合は見直さなければならない
など、そんなような首長間の合意もあったわけでありまして、そういった部分で、最終的に
29年度のごみの量、直近の3年間の平均をとって負担割合を見直そうと、そのころからそ
ういった合意でいたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） それはさっき言いましたけれども、今、一生懸命、3首長の間で、利害関係、そういうものがありますので調整を進めているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 6年もかかって見直しができないわけですよ。それで、事ここに至ってそれが見直しができますか。いつまでに見直しできるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いつまでという期限、一つの自治体同士の問題でありますので、なかなかそのところが妥協できないという部分がありますので、しかしながらこの建設事業は進んでいるわけでありまして、時間は限られてくると思いますけれども、早期に合意形成をしたいと、そのように思っております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いつまでと、そんなのんきに市長、構えていられない。だって、有利な財源を使えるのは平成32年でしょう。それで今度は、進めた中で決まらなかったら、匝瑳市だって負担金を出さないでしょう。そんな悠長なことでやられていいのか。じゃ、それでできなかったら、市長、どんなふうにするんですか。それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 何回も何回も正副管理者で話し合いを進めているところでありまして、その話し合いの中では、32年度いっぱい、平成33年3月までにはこの事業はぜひやらなければならないという決意はみんな持っているわけでありまして、それに向かって3首長、匝瑳市、銚子市の市長も前向きに検討してもらっているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、4回目になっちゃったから次に移ります。

次の財源でございますが、財源は分かりましたけれども、有利な財源、結局、震災復興交付金ですか、これは32年度完成ということになっているんですよね。そんな中で、この事業を進めていく中で設計から完成まで何年かかるのか。それと、そういう中で現在の計画と事業の進捗状況、完成期限が延びた場合の財源はどうするのか、それについて伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、設計から完成まで何年かということでございます。現在、設計を含めた事業者を組合のほうで選定しているところでございまして、来年度、30年度から32年度までの3か年において、設計、建設等の予定をしているところでございます。

現在のところ、平成32年以降につきましては、震災復興特別交付税のほうが措置されないもので、循環型社会形成推進交付金が国のほうから支給されるということで聞いているものでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○環境課長（井上保巳） 失礼しました。

進捗状況ということでございますけれども、本年度が、先ほどちょっと申し上げましたが、事業者の選定をするところでございます。そういうことでございまして、業者が決まれば、30年度以降に設計をして建設工事という状況でございますので、事業者の選定につきましては、今、予定どおり進んでいるというふうに聞いております。

以上です。

（発言する人あり）

○環境課長（井上保巳） 先ほども申し上げましたが、延びた場合については、国の基本的な補助金である交付金のみということで現在話は聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても本当にせっぱ詰まった状態なんですよ。そんな中で、私は、果たして完成ができるのかどうか、ここへ来て懸念をしています。そうなりますと、2億2,000万円、今まで旭市も負担しているわけですよ。全くそれが無駄金でしょう。そうになったら市長、今までの負担金をどうしますか。

それと同時に、この事業の中で、結局、匝瑳市が土壇場で負担割合の見直しを申し入れしたと。そのときに、私も今までは全然実情を知らないから、匝瑳、何だよと思っていました。しかし今の答弁を聞いて、逆にこれは管理者に大きな責任があると思うんです。市長、そう思いませんか。その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 管理者、副管理者ともども、各市の焼却施設、もう耐用年数いっぱい

っぱいで老朽化も進んでいますし、今年も旭市にとっても1億数千万、1億4,000万円くらいの補修、改修が必要なわけであります。そういった部分でもうやらなければならない。必要不可欠なごみの焼却ということは、16万8,000人、16万人以上ある3市の市民サービスにもつながることでありますので、その必要不可欠な問題を3市の首長で前向きに、広域でやろうというような部分でありますので、どうしてもこの焼却施設を完成させたいという思いで、3市の首長、今、一生懸命やっていますのでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この建設の目的は分かりますよ。各市の焼却施設が老朽化している、その中で共同でやれば安くなる、それは市長の当然の答弁なんです。

しかし、今回もしでできなかった場合、というよりこの問題、先ほども私が言いましたが、私も全然内容を知らないから、匝瑳市は何だよと思いましたが、これは私と同じように、3市の一般市民は、匝瑳市がこの事業から抜けるための理由として、無理難題の負担割合の見直しを突然降って湧いたように出したと思ってしまいますが、6年も前からあった話でございしますので、これは当然管理者の責任なんです。そういう中で、匝瑳市の名誉を傷つけちゃっていると思うんです。それに対して市長はどう思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 名誉を傷つけるというようなことは全然ないと思います。一生懸命、3市で、広域でごみ処理場を造ろうということで、これまでの案件については全部組合議会で承認をもらってやってきているわけでありますので、お互い、匝瑳市も銚子市も旭市もみんな議決をもらってやってきているわけでありますので、全然そういうことはないと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次の中継施設でございしますが、中継施設は、3市、各市に1か所ずつ造るということで、その中で、これだけ計画を進めてきた中で、何で全て検討中なのか全く腑に落ちません。これは何のために広域事業で進めているのか。事ここまで至ったら、全て金銭的なことは解決して当然だと思うんです。それはどう思いますか、市長。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中継施設については、ごみ焼却場が完成してからの必要性があるという

ことの中で、少し中継施設の件については検討するのが遅れたわけでありまして、今、基本計画を策定しているところでありまして、今年度いっぱいにはその計画もできるということになっております。

ただ、先ほど課長のほうから話がありましたように、具体的といひましようか、おおよその3市の首長間で話し合っていることは、中継施設を3市に設けて、その中継施設の改造、改修については、交付金が出るということの中で有利なことでありますので、今の焼却場を壊して新たな中継場所に直すということについては全部出るわけでありますので、今の所を使おうということはもう合意しているところでありまして、そのことについて、今、計画を作成中、今年度いっぱいには作成できるということでありまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、これだけ長い期間いろいろ検討していて、これから検討、本当に悠長なんですよ。そんな中でそれぞれの管理費もまだ決まらない。そうすると、管理費はここに上乘せになるわけなんですよ。全然、誰も見当つかないんじゃないんですか。何でこれだけの長い期間あってそこまできちっと決められなかったのか。

そして、設計、30年度には既に始まらなくちゃならないでしょう。そんな中で、結局、負担割合が決まらなかったら何もかも全てご破算なんですよ。どういうふうにするつもりなのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来申し上げましているように、負担割合については、首長も33年3月までにはこの事業はぜひ完成しなければならないと、そういった部分で合意をしているわけありますので、負担割合も当然早急に合意形成をしたいと、そのように思っております。そのつもりで2市の首長もいる、そんなような感じを受けているところありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、時間がない中で管理者としてどういうふう合意形成をしていくことを考えているのか。それで、合意形成ができなかったら旭市の市長としてどういうふう考えているのか。また、結局この負担割合が早く決まっていれば、各市ともそれぞれ行動を起こせたわけなんですよ。そう思ひませんか。そういうことの中で答弁いただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 負担割合を決めるのが遅いということでありますけれども、負担割合は、今まで19年度にやった20%、40%、40%という条例があるわけでありますので、それで、もし決まらなければその条例でいくということを、各市も合意、首長はそういうような思いでいるところでありますので、それにしても、やはり10年たつて条例を見直さなければならぬのではないかと、そんなような思いで今協議をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 何が何だか分からない答弁ですけれども、しかしいずれにしても、この建設、かなり厳しい環境下だと思いますよ。もしこれができなかつたら、市長、切腹ものですよ。

次に、焼却施設、最終処分場ですか、これについて伺いますが、焼却施設については86%が買収できたと。最終処分場は不動産鑑定士が今鑑定しているということでございますが、まずこの焼却施設、なぜこれだけの買収なのか、全てできないのか、また最終処分場、全部買収できるような予定になっているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 焼却施設の買収の進捗状況がなぜこれだけなのかというご質問でございます。

確認した先ほどの答弁と一部重なりますけれども、現在は22名中19名ということで86%、面積にしましては85.8%という契約状況になっております。これについては、本年度から用地買収に着手しているという状況でございまして、同時に、地元の協議会の中では全て合意形成をいただいているということでございますので、ただ時期的な問題かと私のほうでは今考えております。森戸町の最終処分場のほうですけれども、測量関係が若干遅れたということがありましたので、そのために不動産鑑定業務もそれに伴って若干遅れているということで、今後、用地交渉ということで現地のほうに入っていけば、順調に契約等が進むものと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ただここで、用地買収ですが、用地買収はあくまでも各市の負担割合の中でやるわけですが、用地買収にしても何にしても、匝瑳市が議決しなかったらどういうふうな資金の捻出になるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（井上保巳） ちょっと大変難しいご質問だと思いますけれども……
（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 明智市長。

○市長（明智忠直） 匝瑳市が議会の予算を通さないということは、そういうことは想定しておりません。組合議会で代表が出ているわけでありまして、組合議会で決まったことに対して、匝瑳市も広域行政として、今までの審議があるわけでありますので、そういった部分では考えておりませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そう言いますが、じゃ匝瑳市からの要望書に何と書いてありますか、市長。匝瑳市は予算通さないと。予算通さないものをどうするんですか。その中で、要はなぜ一番肝心かなめな負担割合を早く決めなかったのか。早く決めれば、例えば匝瑳市が抜けたって、32年度の期限ですか、最終、その中での有利な資金を使えるわけですよ。そうじゃありませんか。だから一番悪いのは負担割合を決めない。それが管理者の責任なんですよ。よその市長は副なんで、一番権利のあるのはやはり管理者なんですよ。その辺、十分認識した中で答弁いただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来答弁していますように、負担割合については、ごみの量が平成29年度で平成25年くらいとは違うというようなことの中で、みんなが合意して、平成29年度に建設をする初めにその負担割合を決めようというようなことであったわけでありますので、そういった状況で今、負担割合の見直しを進めているところであります。よろしく願います。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、（1）の再質問をしますが、契約書の中で、なぜ職員の駐車場として明記しないのか。そして本来であれば、一番使用台数の多い部分を契約書に明記するわけですね。それについてどう思うのか。また、海匠支庁、農協職員のために貸し出すためには、条例などによって貸し出しをするべきだと思いますが、どう考えるのか。さらに、契約書の中で、目的以外の使用を禁じており、農協などのほかの団体の職員駐車場として貸し出すことは、これは契約違反で違法ではないのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

契約書の中で、駐車場の部分について職員の分というのをなぜ明記しないかということですが、職員だけに使うものではございません。そのほかの用途としても使うという中で、市役所駐車場として借りるという形で契約を取り交わしているところでございます。

それと、海匠合同庁舎の職員利用者会や農協へということですが、空いている部分につきまして有効利用を図る観点から、さらに借りた部分から貸しているという状況でございます。

目的以外の使用を禁止しているというふうに契約でうたっているというご質問がございましたが、これはあくまでも原則としては市役所駐車場として使用する、これは原則論を書いたものでございます。一部市役所以外のところに貸しているということかと思いますが、それにつきましては、ここは行政財産ではありませんけれども、行政財産につきましても、余裕がある部分については目的外で使用する事が可能ということから、ここの部分につきましてもそれを準用するような形で活用しているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 一般的には商品でも何でも、一番含有率の多いのですか、それをメー

ンとして表示するわけですよ。これだって職員駐車場が大部分でしょう。そんな中で、それを本来なら明記するべきでしょう。それと同時に、空いているとか何とかと言ったって、多く借りてあってそれで空いているという、そんないいかげんなことはないと思いますよ。そう思いませんか。

それと同時に、これは行政財産としてじゃないと言いますが、行政財産としなければ取得も借り入れもできないでしょう。普通財産としてそれができるんですか。契約書には職員駐車場以外は全然明記していないでしょう。これは契約違反でしょう。それを地主は何とも言わないんですか。その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つか質問がございました。

まず、メインである職員利用というのを契約書の中に表示すべきではないかということがございましたが、先ほども申し上げましたとおり、職員駐車場だけに利用するものではございません。複合的な形で利用するということから、現在の契約書の表示となっているものでございます。

面積を多く借りていて、空いているというようなお話もございましたが、地主との交渉の中で、あそこの部分につきましては一体的に契約をしてほしいという意向がございまして、それをこちらも承諾した中で、実際は全体を市で借りるという経緯になったものでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、一部分、空いているといいますか、有効活用するという中で、ほかのところへ貸しているという現状でございます。

それと、行政財産ではないということを私が申し上げたことに対してでございしますが、行政財産では確かにございません。そうしたら取得もできないのではないかというご質問でございました。それは法的には問題ありません。借りているのは民法に基づいて借りているものでございまして、法的には全く問題ないと理解しております。

それと、地主が了解しているのかということがございましたが、地主には了解をいただいております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 多く借りるということは税金の無駄遣いじゃないんですか。極端に言えばそうでしょう。あなた方だって余分なものを借りますか、必要のないものを金を払って。

それから、契約書の内容、地主が了解していると言ったって、契約書に全然ないでしょう。ないものを何でやるんですか。

それから、行政財産じゃないとか何とか、借りているものであっても何であつても、行政財産とみなすという準用規定があるでしょう。そんな中で、先ほども言いましたが、普通財産として市で買えるのか買えないのか。普通であれば、普通財産では市が取得できないわけです。あくまでも行政財産だから取得できる、そして借りることができる。借りたものは、公有財産じゃないけれども、行政財産に準ずるということがあるわけです。そんないいかげんな答弁をしないでまともに答弁してください。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） また幾つかご質問がございました。

なぜ多く借りているのかということですが、地主の意向というものもございします。民法で相手方と交渉する中で契約を取り交わしているものでございしますので、全体を借りなければならなかったという事情がございします。

それと、決して無駄になっているというふうには思っておりません。職員駐車場として使っている部分については、全部ではありませんけれども、そのほかにも、きょうの議会するときには公用車を持っていたり、あるいは確定申告のときには市民の利用者のための利用もございしますし、旭第二中学校での学校行事等でも使っているという中で、決して全体の部分が無駄になっているとは思っておりません。

次に、契約書において、ないものをなぜやるのかということですが、契約書には基本的な事柄について定めたものでございしますが、そのほか、ご本人と交渉する中で決めたという中で、現在に至っているものでございします。

それと、小さな三つ目で、借りているものも行政財産ではないかというようなお話がございします。これにつきましては、これまで何度もお答えしてまいりました。行政財産は、市が所有しているものを行政財産というふうに定義がされているところでございまして、ただ管理の仕方については、行政財産に準じて管理をなささいということになってまいりまして、ですから行政財産に準じて管理をするという中で、海匠の合同庁舎の職員会やちばみどり農協に対しては、駐車場の使用許可という形で、行政財産を使用許可するのに準じた形で運用しているところでございします。

最後の、普通財産として市で買えるのか買えないのかというご質問がございました。一般

的には、普通財産を市が購入するということは非常にまれなのかなとは思っておりますが、法的にできないかといえ、それはできないというわけではありません。ただ、ここの財産につきましては、何度も申し上げたとおり普通財産でもありませんし、行政財産でもありません。何度も申し上げているとおり公有財産ではありません。借りている土地ですので公有財産ではありませんので、民法上に基つきまして借りているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） もう4回終わったのかな。

○議長（佐久間茂樹） 4回目終わりました。

○21番（高橋利彦） 次は（2）でございますが、先ほど条例とかその答弁がなかったわけですが、明確な法令根拠がない中で公費負担を市で行っているということは、これは住民監査請求などで損害賠償請求を受けることが考えられますが、市長はどのように考えるのか、責任問題がないのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども総務課長から話がありましたように、福利厚生事業というようなことの中で、やはり職員が安心・安全に勤務できる状況をつくるということはトップの責任だと、そのように思っております。職員が安全で安心して市役所へ勤務できる状況をつくる、そのことに尽きると、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 駐車が何で安心・安全なのか、それはどう思いますか。駐車場について。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） それは考え方が違うかもしれませんが、私はそういうふうと考えております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まるきり意見の相違ですが、一般的に駐車場が安心・安全とかということ言ったら、市長、みんな理解できる人はいますか。これは幾ら言ってもしょうがないです。

次に、（３）でございますが、福利厚生の中で元気回復とか何とかあります。それから住宅の問題もありますが、福利厚生事業については、住民監査請求などでいろいろ出ているわけです。そんな中で、この駐車場が福利厚生の一環とは、地方公務員法などに規定されていないことは明白であります。なぜ福利厚生の一環なのか私には理解できません。

このことにつきましては県に問い合わせをして、不正でない判断をいただいたことはあります。また、福利厚生の一環であるとの回答ですが、福利厚生費として毎年二百数十万円予算計上しているわけです。これは闇、また二重の不正支出の問題があると思いますが、これに対して市長として市民に対する責任はないのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私としましては、あくまでも職場環境を充実させるために、有能な職員に多く入ってきていただくために、駐車場の用意というものはぜひ必要だと、福利厚生に値するものではないかと、そのような思いでいますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○２１番（高橋利彦） このことは再質問するようなことではありません。本来なら市長に答弁の訂正をお願いしたいわけですが、全然違う意味の答弁をしている。私は市長に、既に二百数十万円毎年出していると、そんな中でこれは二重にならないのかと、闇じゃないのかということを聞いているわけです。そんな中で、県に問い合わせたことがあるのか、このような支出をして、それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

具体的に駐車場の関係で問い合わせたことはございません。ただ、先ほども申し上げましたが、公共交通網が整備されておる都市部等につきましては、例えば深夜勤務等になった場合にはタクシーチケットを渡して帰宅させておるとか、場合によっては、前回の選挙等もそうですが、告示日当日に公共交通網が何らかの事故で動いていないといったような状況を想定する中では、選挙事務というものは停滞することができませんので、前日に近くのホテルに宿泊をさせて、選挙事務を間違いなく執行できるような態勢をとっておる。また、これはずっと申し上げてきたことでございます。先ほども申し上げさせていただきましたが、地方公共団体の実情に応じて各団体が考えることだと、それが逐条のほうにも記述されている

ところでございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、今までそういうことで、例えば不測の事態が起きたことはどのぐらいあるのか。それと同時に、その福利厚生の中に、駐車場ですか、設けなければならないという法的な根拠はどういうふうにあるのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず1点目、今までそういった不測の事態がどのぐらい起きたのかということでございますが、まさしく旭市は職員がマイカーで通勤しているところでございます。基本はそういうことで、何名かちょっと私、手元に数字がありませんが、確かに銚子市からとか匝瑳市とか、電車で通勤している職員はおろうかと思いますが、基本はマイカー通勤でありますので、そのような不測の事態というものはございません。

それから、駐車場がどこに規定だということでございますが、これも何度か答弁させていただいております。職員の利用施設の設置ないし助成、さらには公務員住宅の設置等、地方公共団体の実情に応じて実施されるものというふうなことでございます。その中の一環が駐車場だと、公共交通が発展していない旭市においてはそれが実態だと、先ほど申し上げましたように、中央病院であったり市内企業、ある程度従業員数が多い企業等も、そういったことで職員に無料で駐車をさせている、そこら辺も民間との均衡を考慮してといったようなことが逐条解説に書いてあるところでございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 幾らこれ議論しても、皆さん方は自分たちの権益を守るしか考えていないんですよ。住民のことは全然考えない。自分たちの領域は守ろうとする、それで住民の要望はほとんどやらない。こういう市政はありますか。

次に、賃借料の問題でございますが、毎年約1,070万円ほど使っているわけで、その賃借料について、支払いは毎月やっている、しかし今度は貸したら年度末にもらうということをやっているわけです。そんな中で、毎年、市は約620万円ほど負担しているということでございますが、そういう中で、市長として行政改革を進めている中でどういうふうに考えているのか。それと同時に、毎月支払いをしている、年度末にもらうということは、市の不利益になると思うわけですが、どう思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） すみません、私からお答えできる部分をまずお答えしたいと思います。

支払いの方法についてのご質問がございました。地主には毎月払っている、一方、さらに貸しているほうは年度末に1回というようなご質問がございました。これにつきましては、これも民法上の相對の契約でございますので、地主との交渉の中で、毎月の支払いというのをお互いに合意して至っているところでございます。一方、海匝合同庁舎利用者会やちばみどり農協につきましては、財務規則を準用いたしまして、支払いについては年度末に一括と、このような取り扱いにしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 明智市長。

○市長（明智忠直） 支払いの時期が違うということで、不利益につながるのではないかとということでもありますけれども、そういった部分はこれから担当課によく精査をさせて、高橋議員にもよく参考意見を聞きながら、どうしたらいいのかという部分を高橋議員もよろしく進言をしていただきたいと、そのように思いますので、新たにそういった部分で考えていきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は執行者じゃないですから、そういう権限はないわけです。意見を言ったって今まで全然執行は聞いたことないでしょう、この駐車場の問題だって。そんな中で、答弁漏れがありますから、それとともにもう一つ質問します。

賃貸料ですね、海匝支庁分については市を経由して地主へ払うという答弁をしていますが、これはどういう事務処理をするのか、それをお尋ねすると同時に、行革を進めている中で市長はどう考えているのか。また、市が使用料などを徴収する場合、使用料・手数料条例などに規定されていますが、これについては、わざわざ雑収入に入れているということは、結局ごまかすためにそのような手続きを行っていると思うわけですが、このような財政手続きは法的に問題はないのかお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 海匝支庁の分について、市を経由して地主へ払っていることについてどういう処理かというご質問がまずございました。市を経由してというのは結果としてそういう形になるということでございまして、経理の仕方としましては、市と地主がまず第一義的にございます。一義的に市と地主との間の契約がございまして、それに基づいて全体の額を市が払うという形でございます。それに対して、市と海匝合同庁舎の職員者会あるいは互助会、ちばみどり農協は、別途収入として雑入で受けていると、そういう形でございます。

あと、雑収入はごまかしかというような言い方のお話もございました。これは全く法的に問題ありません。何度も申し上げますとおり、ここの土地につきましては行政財産ではございませんので、経理上、使用料という扱いではございません。そうすると、あとどこの収入として受け入れるかということになりますが、それが雑入として受け入れるという形で行っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 一般的には、経由してということは、県から受けたら仮受に受けて、それから払うのがそうでしょう。市で毎月払って、年度末に県からもらって、それが経由してということにならないでしょう、副市長。

いずれにしても、何でこれは条例で定めないのか。条例にできないからだと思いますが、これは条例にできないということは、このことは不正に行っている証拠だと私は思います。そんな中で、今後も条例を制定しないならば、市民に対するごまかしの行政運営だと思うんです。適正に行政運営を行う市長として責任をどのように感じているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来答弁をしていますように、職員が、こういった地方の中で、車社会の中で交通網が発達していない中で、車で来るということは、やはり絶対条件でありますので、そういった部分で役所のほうで駐車場を用意する、それは全然おかしいような状況ではないと思いますけれども、私もそのような、今、担当課の中で、又貸しといいますか、そういった部分のことについてはもう少しよく精査をしてきちっとできるように、高橋議員がおっしゃられるような、そんなような状況を作ってもらうように指示をしたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） なぜ条例で定めないのかというご質問がございました。これにつきまして、何度もお話しておりますとおり、この土地につきましては行政財産ではございません。したがって使用料・手数料条例で金額を定めるものではないということで、ご理解をいただければと思います。決して不正な手続きをしているものではございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 行政財産としてではないということを言いますが、行政財産に準ずる使用方法をとっているわけでしょう。当然条例で定めるべきであると同時に、それから駐車場について市長はいろいろ言っていますが、6月議会で、通勤手当はありますが、駐車料金の公費負担は現制度の中ではない、支給することができないと言っているわけです。そんな中で、今度は第42条が全然関係なくなっちゃう。何で駐車場の料金を明記していないのか、自治法の中に。ない中でやるということは違法なんですよ。それを答弁願います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員、4回目の質問を過ぎていますが、（5）の条例についてのほうに入っているんですか。

高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 使用料をなぜ定めていないかという重ねてのご質問かと思います。

何度も申し上げましているとおおり、この土地につきましては行政財産という扱いではございません。民法上で借りている土地でございます。したがって、民法の規定にのっとり金額を決めておりますし、市の中での財務の取り扱いについても行政財産ではありませんので、行政財産の使用料という形ではなくて、駐車場の使用料として金額を受け入れて、雑入に納入しているものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、皆さん方本当に、自分たちの權益を守ることにはきゅうきゅうとしているわけなんです。もっと市民の思い、考えを入れた中で行政運営をやっていただきたいと思います。

そういう中で、あと今後の駐車場問題でありますが、今の第2庁舎ですか、これを職員の駐車場にするということですが、行革の中で未利用資産の売却ということを進めている中で、何で職員の駐車場にするのか、これは市長にお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 第2庁舎のことについては、まだ全体では話はしておりませんが、庁舎は公有地といいたほうがいいでしょうか、市有地でありますので、今借りている部分を少なくして市有地に駐車をするということは当然の流れだと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ですから、未利用地をなるべく資産というか、資金に代えていこうということが未利用地の利用でしょう。市民にはそれを押しつけておいて、今度は自分たちのためには市有地を使っていこうということは、これはちょっと整合性がとれないと思うんです。市民にそれだけ求めるなら自分たちも身を切る。そんな中で、職員駐車場にするならそれでいいですよ。それで職員から料金をもらえばいいじゃないですか。どう思いますか、市長。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 職員から料金をもらえばということでもありますけれども、今、分庁方式でやっているわけでありまして、そういったものも一切含めて、新たに庁舎ができた場合に、そういった部分も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、行政財産は貸すこともできるわけです。ですから、せっかく行革をやっている中では、売らないで貸すこともいい。しかし、職員にただ無料で貸すというのは、これは市民に行革をアピールしている中では問題だと思うんです。再度その辺、市長に答弁いただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、第2庁舎の跡地の関係でございますが、これは議決事項ではありませんが、庁舎建設基本計画を定めさせていただいて、議員の皆さん方にも説明させていただいたところでございます。その中で、第2庁舎の取り扱いということで、当然、耐震性が不足しておりますので解体すると、その後は駐車場を基本として考えていきますと、そのような計画になって

いるところでございます。

そういったところを、職員駐車場でございますが、利用することによって、現在借りている駐車場、そういったものの台数等は今後縮減をしていけるのかなと、そのように思っているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（佐久間茂樹） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番 滑川公英 登壇）

○１７番（滑川公英） 議席番号17番、滑川公英。

平成29年旭市議会第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

先の衆議院議員選挙で、野党のごたごたで自民党が歴史的な大勝をしました。政権運営能力のない野党に国民が愛想を尽かした結果だと思います。安全保障、社会保障改革、少子高齢化対策、繁栄を日本の隅々にと、安倍内閣の使命は極めて重要です。

一般質問は３件、８問です。市民の皆様に分かりやすく、簡潔明瞭な答弁を期待しております。

大きい１として、３市で建設するごみ焼却場・最終処分場について。

東総地区広域市町村圏事務組合所管のごみ処理施設の建設問題には、昨年も一般質問しました。先ほどの先輩議員の質問とダブるところがあるかもしれませんが、丁寧な答弁をよろしくお願いいたします。

（１）８月の東総広域議会では負担金の見直しプランをたくさん提出しながら、１０月の組合議会では見直さないような答弁をした経緯についてお尋ねしたいと思います。

（２）収集したごみを積み替える中継施設の工事費、時期、工事期間、迷惑料について説明を願いたいと思います。また、現況の焼却施設を解消し、中継基地とする方向にありますが、匝瑳市、銚子市、旭市とも地元に対して計画の説明を今までしているのか。

（３）銚子市と匝瑳市が負担金割合でもめたままでは、東総広域市町村圏事務組合の存続が、皆様ご存じのように南房総市、館山市の脱退のように白紙になる心配はないのか。匝瑳市が９月20日に負担金割合の見直しを全会一致で決議しました。３市の首長の判断は甘いのではないのでしょうか。

大きい2番として、新庁舎の設計について。

新庁舎の計画は順調に進んでいると推察いたしますが、（１）新庁舎への東広の事務所移転について、東広の会議の中で、県出向の事務局長が旭市の新庁舎への移転を発言していましたが、旭市としてはそういう連絡があるのか、また考えているのか。

（２）ワンフロアにエレベーター3基は必要なのでしょうか。1階から4階までは同一床面積だと思いますが、1階ごとの床面積をお示し願いたい。5階の床面積はだいぶ減っていると思いますが、5階の床面積もお示し願う。総床面積、工事費、平米単価、工期についても具体的な説明をお願いしたいと思います。

（３）本体内の公用車駐車場について、地下室ならともかく、1階の床面積に計算される中に公用車6台の駐車場とは誰の発案なのでしょうか。有効利用すべきではないでしょうか。

大きい3として、台風21号のもたらした災害について。

（１）防災無線と停電について。

10月22日から23日にかけて、埼玉県を高速で通過した台風21号は、東総地域に多大の爪跡を残しました。最大風速、総雨量、農業の作物被害、施設被害はどのような数値になるのかお示し願いたいと思います。また、停電初期の停電地域、停電戸数は、旭市はどのように把握していたのか。産業から一般家庭に重大な影響を与える電源ロスに旭市はどのような対応をとったのでしょうか。

（２）として東電の対応について。

道路1本隔てた地区はごくわずかしき停電せず、隣接地区は15時間も停電。東日本大震災のときの停電地域と今回の停電地域が私の近くでは相似形です。台風の天災とはいえ大震災の教訓を生かせていないと考えています。行政として、これからの電源ロスに対し、東電とどのように向き合っていただけるのかお示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目の3市で建設する焼却場・最終処分場について、(1)の8月に負担金見直しプランを提出しながら、10月組合議会で見直さないと答弁した経緯について答弁をいたします。

これまでも、担当課長会議をはじめ3市の首長間でも協議を重ねてきましたが、当然のことながら、負担割合の見直しにより現行の割合と比べ、財政負担が減少する市がある一方で増加する市ができることから、意見の隔たりが大きく、調整が非常に困難な状況となっております。

本事業は、今後20年以上にわたり3市が一致協力して実施していく事業であり、それぞれの市がお互いの立場を尊重し、納得のいく議論を深めていかなければ、負担割合の見直しは難しいものと考えております。負担割合の見直しについては、今後も引き続き協議を実施していきますが、見直し案がまとまり、条例が改正されるまでは、現行の負担割合で事業を進めていくことについてご理解をお願いしたものであります。

続いて、匝瑳市と銚子市が負担割合でもめたままでは東総広域市町村圏事務組合の存続が困難ではという問いにお答えをいたします。

負担割合については、現在も3市の首長間で引き続き協議を行っているところでありますが、ごみ処理広域化推進事業については、3市の焼却施設の老朽化が著しく、最終処分場も残余容量が逼迫しており、新施設を早急に建設しなければならないこと、また極めて有利な国の財源措置が受けられることから、この事業は頓挫させてはならないということを3首長間で改めて確認をしているところであります。

本市においても、毎年、焼却施設の維持管理に多額の補修費を費やしているところであり、また最終処分場もあと数年で埋め立てが終了してしまうことから、3市で連携・協力し、何としても計画どおりに事業を進めていきたいと考えているところであります。

2番目の新庁舎の設計についての中で、旭市の新庁舎内への東広の事務所移転についてということで答弁をいたします。

旭市の新庁舎内への東広の事務所移転についてということですが、東総地区広域市町村圏事務組合の事務所は昭和49年の建設で、43年が経過しており、耐震の対応がなされて

おりません。また、壁のひび割れや降雨時の雨漏り、さらに施設の老朽化も激しく、使用について支障が生じているところでもあります。このような状況の中、今後の事務所のあり方については、首長会や組合議会において協議しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは1項目め、3市で建設する焼却場・最終処分場についての（２）、中継施設の関係をお答えいたしたいと思います。

中継施設につきましては、先ほど高橋議員の一般質問でも回答いたしましたけれども、3市それぞれの焼却施設を改修して中継施設として利用する予定でございますので、整備するための工事費については、本年度実施している中継施設整備基本計画において概算事業費を算出する予定でございます。

工事を実施する時期につきましては、既存の焼却施設、これは広域ごみ処理施設が稼働開始するまで使用することから、現在の計画では平成33年度に実施する予定でございます。

工事の期間につきましては、本年度実施している中継施設整備基本計画におきまして検討することとしております。

中継施設周辺町内への地元の貢献策、いわゆる迷惑料につきましては、3市にある既存のごみ焼却施設を活用して中継施設を整備することから、それぞれの市で対応する方向で協議をしているところでございます。

続きまして、中継施設設置に係る地元説明ということでございました。銚子市、匝瑳市とも説明会を開催していると聞いております。旭市におきましては、現在、中継施設の基本計画を策定中でございますので、具体的な施設の内容がそろいましてから、地元住民に説明会を開催することとしております。

それ以外に、地元への説明としては、市で環境衛生施設地元対策協議会という、環境衛生施設、クリーンセンター、みたま苑、衛生組合、下水道、そういった施設の周辺地域の皆様の生活環境の保全のための協議会を設立してございますけれども、こちらの総会におきまして毎年開催しておりますけれども、事業報告をしているところでございますが、その総会においてクリーンセンターを中継施設とする予定であることを報告させていただいております。

また、本年7月に、その地元対策協議会で住民20名の皆様の参加をいただき、先進地の視察としまして、袖ヶ浦市の中継施設を視察してございます。これは、同じような施設を視察していただくことで、住民の皆様の不安を取り除き、また問題点があればその対策などを考

えるということで、皆様のご理解をいただけるよう努めております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私から、大きな2番、新庁舎の設計についてと、大きな3番、台風21号の災害について、延べ9件の質問項目があったかと思います。長くなろうかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず1点目、ワンフロアにエレベーターは3基必要かとのことのご質問でございます。

まず階段についてでございますが、火災等の災害も想定する中、避難経路を確保する必要もあることから、階段室を正面玄関側と反対側、公園側ですね、そちらの2方向に設置を計画したところでございます。これは建築基準法の法令等もあるところでございます。

エレベーターの設置につきましては、1階から5階、地下から5階というような利用があることから必要と考えたところでございまして、正面玄関側につきましては市民利用が主となることから、待ち時間が少なく済むよう、並列して2基の計画をさせていただいたところでございます。また、公園側のエレベーターにつきましては主に職員利用、特別職、また議員方も含めた利用、それからあと物品等の上への搬入等も考慮して、1基の設計を計画したところでございます。

2点目、1階から各階の面積ということでございました。まず、1階が3,700平米を想定しております。2階が2,800平米、3階、4階同じでございます2,200平米、5階800平米、現在はそのような予定でございます。

工事費の単価ということのご質問でございます。これは基本計画と同じ金額かと思います。平米単価41万円ということでございます。取りあえず基本の本体工事であつたり外構工事の部分につきましては53億5,200万円、建設計画で示した方向で現在動いているところでございます。

それから工期につきましても、やはり建設計画で示した31年度、32年度で工事のほうを行っていくということでございます。平成33年4月の開庁を目指したいということでございます。

それから、質問では大きな2番の（3）本体内の公用車駐車場についてということでございます。

これにつきましては、先般10月30日に行いました全員協議会でお示した資料に基づくご質問かと思います。ただ現在、その後も見直しのほうを常に行っておりまして、ご質問は1

階の関係でございますが、4階の議場部分につきましても、先般、議会運営委員会と市民委員会のほうに2名の議員、林正一郎議員と平野忠作議員が入っておりますが、4階の部分の議場につきましても、その後の見直しの中で議場の向きを変えたというようなこともございました。要は議員控室から議場への議員方が入る動線、それをスマートにしようと。前には議員ロビーですか、そういったものを確保しよう、または委員会室ですね、議員方承知のように、全協であったり各常任委員会であったり、いろいろと委員会室のほうは使われているわけでございますが、前回示した図面によりますと、階段が窓側のほうにあった結果から、委員会室が窓がないような状況でございました。そういったことは好ましくないということで、現在、階段、エレベーター等を場所を変え、そして委員会室のほうも、今と同じような窓が確保できるような場所に変更をさせていただいているところでございます。

そういったことで、ご質問の関係でございますが、お示した図面には、1階のほうに駐車場というものがあるのが、当初、本当の方向性という段階では表記がございましたが、現在はほかの諸室に変更ということで、昨日も市民会議のほうにお示ししているところでございます。今後もしっかりといろいろな意見を聞く中で、変更のほうはさせていただきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

それから、3番の台風の関係でございますが、全体の被害状況というご質問がございました。報告されております主な被害状況といたしましては、道路ののり面、路肩の崩壊等が38か所でございます。道路の一時冠水が33か所、床下浸水が4件、ビニールハウスの被害67件、あとの質問とぶつかりますが、停電が1万2,200世帯というようなことになっております。農業被害のほうは、またご質問があれば農水産課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから2点目で、停電の地域だったり戸数というような質問がございました。今、停電の戸数につきましては1万2,200世帯というようなことを回答させていただきました。エリアについては、やはりあれだけの大きな台風でございます。東電のホームページによりますと、市内全域にわたっているのかなと思っておりますのでございます。

それから、旭市の対応というご質問がございました。停電についての対応ということで回答させていただきますが、旭市としては、東京電力より、市内で停電が発生し、復旧には時間を要するとの情報提供がありましたので、その情報を午前6時40分、9時50分、午後4時25分にそのような放送を行ったところでございます。その後、5時40分ころに東電より、午後9時をめどに停電が解消する見込みとの情報をいただきましたので、午後5時57分に防災行政無線を流させていただきました。

それから、2番の東電の対応についてというような中で、東電とどう向き合うかというご質問がございました。

当日停電の折、私ども総務課のほうに相当な電話が朝から晩まで、ましてや聞くところによりますと警察署にも、どうなっているんだとか、いろいろ苦情といいますか、問い合わせの電話が入っておりました。東電としてはコールセンターですか、そこら辺も職員を増員して対応したということでございますが、旭市だけの災害ではない、広域で相当大きな停電も発生したという中で、そちらのほうも不通であったというようなことを東電のほうからも報告をいただいております。

そして、何より申し上げておきたいのは、あのような大きな台風で停電になりますと、今回の停電であれば電線が20か所以上切れておったということでございますが、その断線が目視できる、要は完全に切れているという状況と、周りのゴムといいますか、被覆の部分は切れていないけれども中が切れておると、そのようなことにつきましては、後々、東電のほうに通電試験をやって、通っていないなというようなことで、またその場所を探し回るとか、そういったことがあって、初期の段階でどの程度復旧に時間を要するかということは、まさしく東電でも分からないということでございます。そこについてはご理解をいただければと思っております。

ただ、とにかく私ども早期に、市民のほうがいろいろと困っていることがありますので、情報を早くくれと申し込んでいるところでございます。ご理解をお願いいたします。

最大風速ということもございました。本庁舎で確認されたのが秒速39メートルということでございます。22日の6時05分、そのような記録が残っているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きい1の（1）について、先ほどの市長の答弁では困難だと。私もそのように東広の中では思っているんですけども、ただ私も反対しているわけじゃないんです。今回のチャンスを逃したら、交付金を含めまして二百何十億円というお金がなくなっちゃうんですよ。ですから、やはり匝瑳市と銚子市を妥協させてやらないことにはにっちもさっちもいなくなって、時間切れで匝瑳市が脱退する可能性が十分にあるじゃないかと思います。

それはなぜかという、市長も前々からの答弁で言っていますけれども、9月20日に匝瑳市は全員で決議文を出して早く見直せと。本当にこれ、仲よくやっていかない限りは空中分

解するんじゃないかと、先ほど言ったように。そうなったら3市全てがマイナスになるわけです。

だからどこかで、簡単に言えば、これから質問するつもりでしたけれども、見直しプランは何か所もあるわけで、例えば10回くらい出ていますよね。主なものだって4案とか5案とか出ています。それを、銚子市は、今まで出た人が本当に銚子市の議会とか市民の皆さんにアナウンスしていたのか。見直しという条文は、平成19年の最初から、5年間したら見直すずっと出ています。だからそれを匝瑳市は言っているだけの話であって、今始まった話じゃないですよ。

ですから、何とか銚子市をなだめて、匝瑳市をなだめて、そういうようにやっていかないと、本当に南房総市、館山市みたいになったらどうするのでしょうか。答弁をお願いしたいんです。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど高橋議員からの質問でも何回もお答えをしましたけれども、滑川議員がおっしゃっているように、有利な財源があるときにやらなければということは3首長とも十分認識しておりまして、それに対して、33年3月まではぜひ、館山市、南房総市の二の舞をしないというようなことはお互いの確約をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 見直しプランをA、B、C、D、E、F、Gとかっていっぱいありますけれども、見直してプラスになるのは匝瑳市だけなんです。あとは旭市も銚子市も増えます。それでもどこかで匝瑳市も仲間に入れてやらないと、本当ににっちもさっちもいなくなっちゃうと。でなかったら、事務局、全議員に見直しプランを配ってもらってもいいんですけれども、こういうのは今までにも出ているんですよ。私が去年、東広の議会に入っただけからもう出ているんです。それを全然やらないから、匝瑳市が決議文を出しちゃうような話になっちゃったんですよ。何とかうまくまとめていただけるような方向でないと、今まで言ったように空中分解しやすくなるんじゃないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 空中分解にならないように今努力しているところでありまして、具体的

にどうこうというような部分で進めているわけでありますので、つい先ごろも銚子市長、副市長、そしてまた匝瑳市長、副市長、別々に、どういう最終的な妥協案をのめるのかというような、そこまで今やっておりますので、徐々には納得ができるような数字を見つけれられるのではないかと、そのように今感じているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 4回目なんですけれども、ごみ施設の関連の迷惑料ですね。銚子市は地元16町に年額1,000万円を20年間、最終処分場の町内に年額300万円を20年間、それと最終処分場が閉鎖になってから10年間150万円払うというように合意事項ができていますよ。ですからこの辺も含めて、匝瑳市はごみの量では一番少ないのに、負担金は率から言ったら一番多いんじゃないかと、この迷惑料そのものについてもちょっとおかしいんじゃないかと。銚子市のインフラ整備を3市で応援する。具体的に言ったら旭市と匝瑳市が応援するような話にとれちゃうんですよね。そのほかに、皆さんご存じのように旭市はトップですよ、財調から基金が。銚子市はほとんどないですよ。そのことを分かっている、銚子市はこういうように突然、新しく出てきた議員は、今までの合意事項からもっと安くしろというのはお話にならないでしょう。けんかになるのは当たり前ですよ。旭市はどちらについても今より絶対負担金は多くなりますよ。匝瑳市だけなんです、少なくなるのは、見直した場合に。銚子市と旭市は多くなります。でも、やらないことには270億円の仕事ができないのに、急いでやらないと脱退される可能性があるでしょう。

私が12年くらい前にさんざん言っていましたけれども、2,000人しか多くないのに旭市の170%のごみ、今でも2,000人少なくとも130%のごみですよ。これだって、同じ産業形態ではないとしても八百長に近いところがありますよね。そういうのが、匝瑳市は、自分らが一番ごみを出しているのが少ないのに負担金が多いというわけで、全会一致で決議文を出したんです。そういう流れは知っているんですから、3市の市長、何とかこれうまくまとめないと、本当に270億円、何回も言うようなんですけれども来なくなりますよ。いいですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も何回も言うようなんですけども、今、3市の首長で努力しています。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） （2）、地元に対して説明はしていないと、はっきり決まってから説明すると、特に旭市についてはですね。地元対策協議会にはそれらしいことは言っているか

もしれないけれども、その対策協議会のメンバーの皆さんがその地域にアナウンスしているか、全然していないんです。そうなった場合に、もしその時になって、前回みたいに、遊正西に造るといったときに反対運動ができたらどうするんですか。宙ぶらりんになっちゃうわけでしょう。これもやはり先延ばしでこれから考えるんじゃなくて、最終処分場、ごみの処理場、これと一緒に、同時に地域にやっていかなくちゃ駄目じゃないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それではお答えします。

地元対策協議会での説明が地元の住民に行き渡っていないというご指摘がございました。現在、地元対策協議会では、私の知る限り、本年度29、28、27と、それぞれの総会のときに報告というか、説明をさせていただいておるところでございますが、協議会のメンバーということは区長や副区長ということになりますけれども、区長等には、地元に対する説明ということをお願いをしているところでございますけれども、知らないという方がいるということも事実ということでございますので、今現在、地元説明会ということは、先ほども申しましたけれども、できましたら本年度ぐらいに、ある程度概要ができたということで予定しておりますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 18年に伊藤忠良市長のときに、地元から5,500、反対陳情、それから新川と井戸野地区からも3,000出て、即断念になったでしょう。もしそういうようなことがまた起きたら、旭市としても行く所がなくなっちゃうでしょう。やはり何回も丁寧に説明して了解をとるようにしなくちゃ駄目なんでしょう。そうしないと、その時になったら、じゃ中継所はどこに行くんですか。今のところ、簡単に言えば10億円で改修しますよ、でもこれだけの話でしょう。多分新しくなっていないから、環境課長は知らないでしょうけれども、今の対策協議会というのは、区長はなっているけれども、その反対した方々というのは対策協議会からそういうアナウンスは知らないと言って、ああいうように盛り上がっちゃった反対なんです。その辺をやはりちゃんと掌握してやっていかないと、銚子市のことだけでなく、旭市でも中継所がなかったら、車がばんばん走って交通も渋滞をさせるんじゃないかと。その時には広域農道を使うような話にはなっていますけれども、でもそういうことをちゃんと事前に、急いで計画を、やっぱり地元、対策協議会じゃなくて全員に分かるような説明会とかそういうのを懇切丁寧にやっていかないとおかしいじゃないかと思うんです。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えいたします。

中継施設そのものにつきましては、既存の焼却施設から、焼却する施設そのものがなくなるということで、現在より環境的な問題につきましては緩和されるとは考えておりますけれども、ただいま議員がご指摘のとおり交通問題等も考えられるところでございますので、本来に基本計画の概要が決まり次第、市長のほうとも相談をいたしまして、地元に対する説明会の開催を至急検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 最終処分場と、それからごみプラントですか、これについては迷惑料を払うと。新規については払うと。最初私も出たときに提案したんですけども、最初は検討すると言ったけれども、既存の施設については、10億円については各中継基地10億円を払いますよと、あとの迷惑料は払わないよと、大した迷惑はしてないと。だったらどう考えたって、新しい所だけプラスになっていて、これからでも積み替えるときにはごみが出ますよね。ばい煙も出ますよね。そういうことに対して説明とか、でなかったら、地域に貢献するために同じような迷惑料を払っていても当たり前じゃないかと思うんです。新規の所だけ東広はお金を出しますよ、迷惑料20年、30年にわたって出しますよ。今の所を改良することには勝手にしろじゃ、東広組合を結成している意味がなくなるんじゃないですか。少なくとも東広として、3市の中継基地にもそれなりの迷惑はかかるわけですから、中継基地の周りについては。そういうことも迷惑料ないしはインフラ整備ということで計上するのが当たり前じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしても、中継施設でどういう設備、どういう整備計画という部分で、今、基本計画を立てているところでありまして、どういう施設になるのかなという部分も、どれだけ周囲に迷惑がかかるのかという部分も、全然、中継施設としては分かっておりませんので、その基本計画ができ次第、3市とも、首長間、そしてまた東広の議会で、いろんな全員協議会の中で話し合っていきたい。今までは、中継施設についてはまだ全然そういうことが、基本計画が出ておりませんので、でき上がったらそういった部分でやって

いきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

では（3）、先ほど市長は何としてもやるという決意を表明していただきまして、誠にありがとうございます。

この施設というのは、やはり空中分解したら困るのは、旭市も困る、銚子市も困る、匝瑳市も困るわけです。だから何としてもこれはまとめていただきたいんです。私が反対している人とは多分いると思うんですけども、今回やらなかったら、本当にお金が来なくなっちゃうんだからやるべきだと思うのに、もう補助金、交付金のタイムリミットがあるわけでしょう。何としてもやる、絶対にやるという方向で動いてもらわないと、本当に空中分解になるんじゃないか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 何回も話をしていますけれども、首長間ではそういった覚悟で今やっているとありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 東広の担当議員になった銚子市の議員が、今まで曲がりなりにも東広で合意してきたことに対して、いやそうはいかない、今までの負担金を下げろと言っちゃったんです。ですから、匝瑳市の3人の東広の議員が、流れが変わったと言って怒るのは当たり前でしょう。だったら銚子市の議員はなぜそういうことを言ったのか。パフォーマンスに近いんじゃないのか。今までの合意事項が全部パーになっちゃうんですよ、くどいようですが。一番困るのは一番お金のない銚子市でしょう、逃げられたら。何でそういう無理難題を東広に出してきたのか。銚子市の市長も含めちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。その辺は銚子市にも多少は利益がいくわけですから、旭市はどっちに転んでも全部負担金は増えるわけですから、やはり犠牲になる所は犠牲になってもらわなくちゃ困るんじゃないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 東広で銚子市の一議員がどうこう意見を言ったということでもありますけれども、議会は意見を出す場でありますので、そういった部分はお互いにみんな意見を出し

ていると思います。そんな中で、一致した、統一した方向性を見つけていくのが広域行政の一つのあるべき姿でありまして、広域行政は一つの自治体だけでやっているわけではありませので、そういった部分では自分の市の代表としての発言はいろいろとあると思います。ただ、そんな難しい中で首長間の覚悟、決意、そういったものはしっかりとしておりますので、今後、皆さん方にいい報告ができるように頑張っていきたいと、そのように思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 各駅停車じゃなくて超特急で検討して、いい答えを出していただきたいと思います。

大きい2の新庁舎の設計については、市長が、東広では43年間も使っていると、耐震もないと。であれば、県立図書館の南側にある東広の事務所の現状については、もう耐震もない、43年間も、もう2年しか取りあえずはないと。実際に部屋数とか床面積とか、そういうことについてはどのような数字になっているんでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

東広の部屋数等についてはどうなっているかということでございますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、今後、東広のほうの事務所のあり方、首長会や組合議会において協議しながらという答弁をさせていただいたところでございまして、私どもに正式にお話が合ったことではございません。ですから私どもで、先ほど市長答弁したとおり、築年とかそこら辺は分かりますけれども、内容については承知をしていないところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、東広の県出向の事務局長が自分のアイデアで言っただけで、実際にはそんなに重要視する必要がないのかな。

では（2）のほうですね。待ち時間を少なくするために、ツインとシングルで2か所、3台という話になっていますけれども、この前、議会の10月の全協の説明会の中では、1階と2階でほとんど市民の方々は用が足りるわけです。今までもやってみると1日約400人くらいじゃないかと。だったら、そこは大事だけれども、3階から上については、例えば2台あれば、あとは何十メートル廊下があるか知りませんが、台車で十分資料なんかも運べ

と思うんです、エレベーターに。そういうことによって浮いた、例えばこれから質問する6台の駐車場とかそういうのを削って、エレベータールームを削って、メンテナンス室も上になくてもいい。金額的には大した金額じゃないかもしれないけれども、面積的には有効面積がだいぶ1階、2階、3階、4階と増えるわけですね。そういう増えた面積を、例えば東広にリースするとか、ないしは市民のためにもっと来やすいフロアにさせていただくとか、そういう方向にさせていただきたいと思うんですけれども。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

エレベーター等場所を減らして面積を確保して、東広へリースといったようなお話がございました。新庁舎ということではなくて、今後、本当に具体的なもし協議でもあれば、私ども、例えば海上支所だったり干潟支所だったり、そういった施設はまだ耐震診断は十分クリアしております。そこら辺がまさしく、海上であれば教育委員会が抜けるよ、干潟であれば農業委員会、農水産課が抜けるよといったようなところでありますので、そこら辺についても有効活用できればなど、そんなところの協議もしていく必要があるのかなと。あと、そういった面積が空いたら、市民のためのフロアといったようなご意見でございます。なるべく市民に開かれた庁舎ということで、市民会議の中では、メンテをしておけば向こう100年も使える施設だろうといったような議論もございます。しっかりと考えていきたいと思っております。

参考までに1点だけ説明をさせていただきます。今予定をしておるエレベーターでございますが、15人乗りのものですけれども、標準の建設費であります、1階から4階までのエレベーターであれば1,000万円ほどの事業費、仮にそれが1階から5階までのエレベーターになりますと1,100万円の事業費と。恐らく議員の皆さん方は頭に、過去のいいおかユートピア、あれは後づけでエレベーターを設置いたしました。あれは3階かと思います。ただ、あくまでも後づけの場合、今まであった既存の壁を壊す、そこに新たに外回りの構築分を造ると、あれは3,200万円ほどの事業費がかかったというようなことは、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

エレベーターというのは、エスカレーターも含めて、高齢者とか身体障害者の施設のために導入するのか、それとも職員の移動がしやすいために導入していくんですか。

でも、今、健康ということで、なるべくエレベーターとかエスカレーターを使わないで移動しましょうというような世の中の流れになっていると思うんです。金額云々じゃないんですよ、私は。健康のためにもいいんじゃないかと思って。なおかつ、その空きスペースで違うことをやったほうが、市民のため、なおかつ職員のためになるんじゃないかと思って、それで2台あれば十分じゃないかと。1万1,000平米だったらそのくらいでいいんじゃないかというように考えておるんです。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

エレベーターは市民のためか職員のためか、これは両方のためでございます。これから議会等もあつたり、そこにももちろん傍聴者もあつたりと、利用頻度がどれだけということは、はっきりは分かりませんが、ますます高齢化が進む中で、例えばエレベーターにしても、車椅子対応というようなことで十分確保できる1.6メートル、1.5メートルほどのエレベーター等も考えているところでございます。エレベーターだけでそれほど面積が削減できるわけではありません。ただ、とにかく滑川議員のご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） （1）と（3）については、簡単に言えば、東広がそんな希望を持っているのであれば、うまく有効スペースを使ってリースしたほうがいいんじゃないかという考えで提案していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大きい3の台風21号の災害ですね。今ある太陽光発電設備を設置して新しく造った所は、小学校、保育所、中学校なんかほとんどなっていると思うんですけれども、その所が停電はなかった。休校でなかったらしょうがないですけれども、もしそうであれば、これは実際に太陽光発電設備を導入してある施設というのは、今回の時に稼働、要するに使える電力があったのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、太陽光発電についてのご質問、回答させていただきます。

まず、市の施設に太陽光発電の設備があるのは第2給食センター、あと学校関係で矢指小学校と一中でございます。あと保育所でいいおか保育所でございます。矢指小と一中、いいおか保育所につきましては、当日停電がなかったというふうなことで、太陽光発電の機能どうこうということは確認がとれません。第2給食センターにつきましては、そのエリア、停電はいたしましたが、第2給食センターの施設は売電のみというようなことで、太陽光発電のものをそのまま活用するということはできなかった、停電をしたといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） よく施設を造った会社に聞いてもらえば分かるんですけども、パワコンの設定をやり直すとか、それでなかったら蓄電池を新たに買って、いつも絶えず充電しておくとか、そういう方法があるんです。だから、これからもしこういうような災害になった時に、大したことがなくて、例えば昔、鹿嶋の東電鉄塔がひっくり返ったときには1週間も電気が切れましたよね。ああいう時にだったら、やはり売電だけじゃなくて、そういうよ

うなパワコンの設定の仕方を変えるとか、蓄電池を導入してあれば使えるんです。ぜひそういうことを執行部としては研究していただいて、災害に備えていただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

質問事項と直接かどうか分かりませんが、現在、総務課のほうで調査、検討しているところでございます。委員の皆様からいろいろと意見をいただいておりますが、太陽光発電につきましては、それほど発電量もないという中で、そして、まさしく新庁舎は防災に強い庁舎というものを目指しておりますが、当然として発電機をしっかり設備しているというような中で、太陽光発電についても発電量が今20キロくらいかなというような委員の意見でございます。蓄電池、確かに有効なことは分かりますが、耐用年数、またその費用等のことから、新庁舎では蓄電設備、そこら辺は大きなものは考えないというようなことで、現在議論がされているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 売電だけじゃなくて、使う気になれば使えるんですが、ぜひ設定替えしていただくとか、それは先ほど言ったように設備会社に聞いてもらったほうがいいと思います。ただ、蓄電池については、やはり100万とか、そういうような大きい投資をしなくちゃしょうがないので、無理かなとは思いますが。

それで、あと防災行政無線なんですけれども、同じ内容を繰り返し放送はしてはいたけれども、東電は、電話をかけると絶えず原因究明中で、朝から晩まで原因究明中なんですよね。せめて、あと何時間くらいでお客様、停電対処できますとか、そういうような市民の不安を和らげるようなアナウンスというのはできないものなんですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、大きな台風等の災害で、どれだけ電線等が断線しているか分からないという中で、東電のほうも災害当初の段階において、例えば1時間後である、3時間後である、5時間後であると、そのような見込みが立てないので、あのような、現在取り組んでいるところ、復旧には時間を要するといったような情報提供しかできないというのが

実情でございます。これについては、なるべく早く把握をして、市民の安心のために私どもも促したいと思っております。そのような要望を銚子電力にもしてまいります。でもやはり思えば、銚子電力においてもなかなか厳しいことなのかな、そのようなことはちょっと私も思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、（2）なんですけれども、たまたま10月22日だから、どっちかというと運がよかったのかな。これが真夏とかその辺だったら、もっと産業界でも家庭でも電源ロスというのは大きい影響が出たと思うので、その辺のことについて、同じような地域が同じように長く停電していることについて、ぜひ解消できるような対策というか、お話を東電に対応していただけるように、行政のほうから、個人で言っても全然相手にされませんから、前回、6年前に計画停電を排除してもらったのも、もともとはお願いして、森田知事をお願いしたからああいうようになったんですから、その辺のこともぜひ災害を受けた都市として、これからもアピールしていただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 答弁させていただきます。

まず、東電銚子営業所のほうに確認はしておりますが、例えば中央病院であったり、市役所であったり、警察、消防等は高压で通電をしておりますし、重要な需要施設というようなことで、東電につきましては個別管理をして、優先的に復旧作業を行うといったようなマニュアルにはなっているそうでございます。ただ、どの施設が重要需要施設かという情報につきましては、東京電力におきましてもセキュリティー等の観点から公開をされていない。それからあと、送電ルートにつきましても守秘情報となっておるというふうなことで、公開がされていないところでございます。

滑川議員、3.11のときも、地元でしょうか、琴田地区でしょうか、通電の復旧が遅かったといったような今お話もあったかと思えます。ただ、データから言いますと、今回一番復旧に時間がかかったのは、東電のホームページからいきますと、二、ハ、ロといった地域が19時54分に復旧されていると。中央地区でしょうか、ニとハとロで、琴田地区とか新町、鎌数なんかもありますけれども、それは19時11分に復旧したといったような東電のホームページの情報でございます。

ですから、とにかく断線といいますか、そんな状況はどこで起きるか分からないことだろうと思いますので、特定の地域が常にその復旧等が遅れているといったような状況はないのかなと、私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 何回も言うようですが、やはり個人の力は全然駄目ですよ。東電は相手にしてくれないんです。6年前も今回もそうですけれども、やはり行政の力で何とか東電ロスをなるべく短くしていただけるような方向で、これからも東電に対しては言っていただきたいと思います。よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（佐久間茂樹） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。大きく分けて四つの点について一般質問を行います。

今回、最後の一般質問になると思いますけれども、一番関心があるといいますか、重要な案件だなと思うのは、1番目の小規模企業振興条例についてという中身についての質問です。

中小企業振興条例とか、千葉県の場合、10年前にもうできているんですけども、それが市町村のほうの施策に反映されてこなかったという問題があります。これは主に対象業者が規模が大きくて、零細業者向けというような条例とは言いがたい内容だったということだと思います。

そして、この10年の間に地方経済は大きく落ち込み、少子高齢化が進み、社会問題として大きな問題となっております。このことは、零細業者の振興ということを取り上げざるを得なくなったというのが今日の状況です。地方経済の振興は、その地方の農林水産業をはじめ地場産業や零細な事業の振興が一番大切なことになりますし、このことによって、地方の旭市内に回っているお金が外に出ていかなくなります。表向きのほうでいいますと、例えば先ほどあった太陽光発電みたいにエネルギーのお金が外に出ていかない、石油のお金が外に出ていかない、地域で回っていくというようなことで、地域振興が図られるということがありますがけれども、個別具体的には零細企業の振興が一番大きなものがあると思います。地域人

口の8割、9割は零細業者あるいは農家、そういったところの従業員や家族ですから、この辺のところに光を当てた施策が必要だということになろうかと思います。

一般質問では、前回、市長は関係課と協議して前進的なことを、協議を行っていきますよというようなご回答をいただきましたけれども、その後はどのような取り組みが行われているのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

また、(2)といたしまして、零細な事業者に対し、現在行われている施策というのは結構あるんですけれども、それがよく分からない。例えば商工観光のほうでやっております事業の中で、融資だとか創業の支援だとか、零細事業者に対してもいろいろやっていると思うんですけれども、それが具体的に見えてこないものですから、どんなものを行っているのかというようなことについてご回答をいただければと思います。

次に、2番目といたしまして生活保護行政についてです。

(1)といたしまして、生活保護基準の引き下げが2013年に行われました。これは、例えば老齢加算だとか母子加算だとかという周辺の部分ではなくて、生活扶助をはじめとする8つの扶助、ここについての削減が3年間なされて、最大で10%ぐらいの金額が引き下げられているということになっております。その保護基準の引き下げの内容と、どのような世帯にどのような影響があったのか。生活保護行政についての現況を含めましてご回答をいただきたいと思います。

また、同じ年に生活保護法そのものが改正になりました。この改正の中身について、どのようなことが改正されたのかご回答をお願いいたします。

(3)といたしまして、関連があるんですけれども、生活保護法の申請権について行政側はどのように考えているのか。憲法で保障されております健康で最低限度の文化的な生活をする権利というものは、どういうふうに申請権の中で考えられているのかというようなことについて、お答えをいただければと思います。

大きな3番目として水道事業、旭市の水道事業の現況についてお答えをいただきたい。旭市水道ビジョンが作成されて5年経過しました。そろそろ見直しを実施する時期だということになっていると思います。旭市の水道行政の評価と今後の課題について、どのようなことが課題と評価なのか。これから人口が減少し、過疎化等問題が山積する中で、どのようなビジョンを考えているのかということについてお答えをいただきたいと思います。

(2)としまして、水道法の理念、当市の水道の普及率についてということですが、水道法第1条では、水道の目的として、1、清浄、2、豊富、3、低廉を挙げています。運営は

市町村が原則的に行うことになっております。また、給水の申し込みがあった場合は、市町村は拒んではいけないということになっておるかと思います。水道ビジョンにも同様なことが書いてありますので、水道の普及率はどのぐらいか。だいたい全国平均より10%以上低いということで、なかなか八十六、七%から普及率が上がっていかないと、これについての現状の認識と理由とか、そういったものについてのご回答をお願いいたします。

(3) としまして、水道事業と料金についてということでございますが、水道会計は19年度以降黒字になっておりまして、平成28年度決算においては、事業の営業利益は1億5,000万円、本業だけですね。そのほかに特別損益を入れますと1億9,000万円ぐらいになるという、それだけの利益が出ております。売上げが10億円前後ですから、非常に高い利益率を誇っているわけです。民間の企業でいいますと超優良企業です。また、決算内容の評価ということでは、各種の指標、例えば流動比率だとか、経営指標だとか健全性、こういったものにつきましても、民間の企業よりもはるかに高い内容のいい中身になっております。そういう評価が決算報告で行われております。

しかしながら、水道の事業というのは、利益を目的とする民間の事業とは違って、市民の福祉の向上のための事業であることから、このような過大な利益が必要かどうか。また、水道料金は県下で最も高いほうに属しますけれども、この辺の説明を求めたいと思います。

4番目といたしまして、やはり水道事業会計と同じで、旭市の一般会計もかなり内容のいい中身になっております。歳入歳出差額と繰り越しを相殺しますと実質収支が15億7,200万円、毎年巨額な実質収支が生じております。これについて、この中身のいい原因につきまして、どういうことなのかということの説明を求めます。

また、基金残高について、これだけ実質収支が内容がいいですから、どんどん基金が積み上がっていきます。市長は選挙のときに、160億円ありますよと、そのうち財政調整基金が半分ぐらいあるよということが俺の実績だというようなことをおっしゃってました。財政調整基金は何に使う予定なのか、予定はないということだと思ふんですけども、何に使ってもいいということなんでしょうけれども、具体的に何に使うかということにつきましてどのようなお考えでいるのか、市長にお答えをいただきたいと思います。

4点の質問事項は、ここでの質問はこれで終わります。あとは自席で行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうから1項目めの小規模企業振興条例についてお答えします。

初めに、（１）の条例制定に向けての取り組み状況についてということで、前回からの質問、その後どのような取り組みを行ったかということでお答えします。

まず最初、県内の先進市などの条例を参考にしまして、各市に聞き取り調査を行いました。また、商工会や関係機関と協議を行っております。現在、市では中小企業の育成、融資関連の施策を実施する中で、商工会をはじめとする経済団体、金融機関などからは、特に条例制定に関する要望はない状況でございます。

しかしながら、旭市におきましても、小規模企業事業者の持続的な発展を支援することは、地域経済活性化において非常に重要な事項であると認識しております。さらに商工会や金融機関と協議を重ねまして、他市の制定内容や関係機関の意見を参考にし、旭市における最も適切な小規模企業の振興について、引き続き研究していきたいと考えております。

続きまして、（２）の零細な事業者に対し行った施策ということで回答します。

現在行っている施策としましては、旭市中小企業資金融資・利子補給事業がございます。これにつきましては、中小企業等に対しまして、旭市中小企業資金融資条例に基づいて資金の融資を円滑に行い、中小企業の振興を図るため、事業資金の貸し付けを行っております。なお、これらの制度を活用した方々に対しまして利子補給を行っております。

また、旭市空き店舗活用事業補助金というのがございます。これにつきましては、指定商店街、地域におきまして、空き店舗を活用して事業を行う方に対しまして、店舗の改修費または賃借料、家賃の一部に対して補助を行っております。

また、創業支援事業としまして、平成28年度に国の認定を受けました創業支援事業計画に基づきまして創業支援事業を実施しております。商工観光課内にワンストップ相談窓口を設けまして、創業を希望する方に創業時の課題解決に向けたアドバイスなどを行っているほか、商工会と連携しまして創業支援セミナーを開催しております。

さらに、企業誘致条例に基づく措置としまして、市内全域をカバーしまして、製造業者の製造の事業の用に供する建物及び敷地並びに機械装置を対象としまして、固定資産税の課税免除が5年間受けられる企業誘致条例に基づく奨励措置であります。

さらに、施策の周知につきましては、制度融資や創業支援の各種施策につきましては、市の施設や商工会、市内各金融機関におきましてパンフレット等を設置してございます。また、創業セミナーにつきましては年2回実施しておりまして、周知については、先ほどの施設に

関係チラシを設置するほか、新聞折り込みなどにより周知を図っております。

今後も、広報紙やホームページを活用しまして各種施策の周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、私のほうから大きな項目二つ目の生活保護行政についてお答えいたします。

（１）の2013年より行われた保護基準の引き下げの内容と影響について回答いたします。

改定につきましては、まずは一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかとの検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差といったゆがみを調整するとともに、物価の動向、デフレですけれども、それを緩和するという考えに基づき、平成24年度の基準額からの改定幅を最大でも10%以内となるように調整し、平成25年8月から平成27年度までの3か年かけて段階的に引き下げられました。

具体的には3か年かけて引き下げた結果、旭市では、4人世帯での生活扶助費が月額6,190円、約3%の減額となった世帯がありました。この改定で世帯人員や地域による影響を調整したことで、世帯人員の多い世帯や都市部での影響が大きくなっておりますが、旭市における保護受給者への影響は小さく、現在までこの改定による保護の停廃止はありません。また、改定に伴い他の制度の影響を受けた方も現在のところおりません。

（２）の、同じ年に生活保護法の改正が行われているが、その内容についてお答えします。

2013年の生活保護法の改正は、支援を必要としている方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えを維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などを中心に改正が行われ、現在に至っております。

就労・自立支援の強化については、就労の機会を得て保護から脱却する段階で一定の金額を給付し、税や社会保険料などの当面の追加の負担に充てる制度や、受給者が自立のために自らの健康の保持増進に努めることや、収入や支出の家計の状況を自分で適切に把握することを受給者の責務として法律に規定しています。

不正受給への厳正な対処としては、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ、不正受給に係る徴収金を4割増しの上限まで上乗せすることを可能にする内容です。この改正で扶養義務に関する行政の調査権限の強化が行われましたが、扶養の可否が保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を変えるものではありません。

医療扶助の適正化については、指定医療機関制度の見直し、後発医薬品の使用促進を国全体で進めております。

(3) の生活保護法の申請権について回答いたします。

2013年の改正以降、保護の開始を申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定が設けられました。この改正で申請事項や申請様式等を定めたわけですが、従来からの事情がある方について認められている口頭申請についての運用は変えていません。また、相談者に対しては、稼働年齢層は保護申請ができない、自動車や不動産を処分しなければ申請ができない等の誤った説明をしたり、親族の扶養の可否が保護の要件であるかのよう説明するなど、保護申請権を侵害していると疑われる行為は厳に慎み、保護申請の意思が確認された方については、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについて助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないというようなことのないよう、適切な対応が行われるよう徹底しています。

いずれにいたしましても、生活保護事務につきましては、ご承知のとおり法定受託事務でありますので、国の施策、基準どおり執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 私のほうからは、大きい3番目、水道事業についての3点についてお答え申し上げます。

初めに、本市の水道事業の現状についてということでお答えいたします。

水道事業は、合併前の4地域でそれぞれが昭和54年に創設認可を受け、事業を展開しておりました。平成17年の合併により、新市として新たに創設認可を受け、現在に至っております。

平成28年度決算での給水人口は5万7,755人、給水件数は2万140件で、普及率は86.4%となっております。年間受水量は580万9,013立方メートル、年間有収水量は560万6,250立方メートルで、有収率は96.5%となっております。

現状の中で問題点、今の問題点というお話もございました。それについてお答えします。

経営面での問題点ですが、これはこれからの人口の減少、それから利用者の節水意識の向上による給水量の減少、宅内施設、これらの施設からの漏水による収益の低下などが懸念されております。また、施設面ですが、これは老朽化による施設の更新、耐震化対策などの防災機能の強化、未給水地区の解消などが今後の問題になってくるものと思っております。

また、この質問の中に、これからの計画、ビジョンの見直しを含めた計画についてお話しいたします。

現在、千葉県の水道ビジョンの見直しが平成30年度を目途に行われており、これを受けて本市の水道ビジョンの見直しを平成30年、平成31年の2か年で行っていく方向で考えております。見直しの策定に当たりましては、先ほどの問題のとおり災害対策、耐震対策、老朽化対策などの施設の投資計画、現存する施設の長寿命化などの資産管理計画を総合的に検討し、将来の水需要を見据えた計画を策定していく考えでおります。

続きまして、（２）水道法の理念と旭市の水道普及率について回答いたします。

初めに、理念については、水道法では、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的としております。中でも清浄、豊富、低廉は水道事業の３原則と言われており、水道は、国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持し、向上させるために不可欠なものであるということが基本的な考え、理念となっております。

次に、普及率についてですが、普及率につきましては平成28年度決算で86.4%となっております。

続きまして、（３）水道事業の経営状況と水道料金についてお答えいたします。

現在の水道料金は、平成19年度に、区域ごとにまちまちであった料金体系を統一した際に改定したものとなっております。独立採算制を原則とする事業経営を目指し、安心・安全な水道を継続的に供給することを目的に改定したものでございます。

料金の改定以降、経営状況は健全なものへと推移しております。毎年度収益を出しておりますが、これにつきましては、後年予想される施設の老朽化や耐震化などの費用に充てるための蓄えとしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな４番の財政についてお答えを申し上げます。

まず、実質収支の黒字が大きくなっている要因につきましては、合併特例債を活用した事業や大震災からの復興事業など大型事業の進捗状況によりまして、執行残ですとか翌年度への繰り越し等が生じたことなど、複合的な要因によるものでございます。

また、基金が積み増しされているということでございますが、この要因につきましては幾つかございますが、まず合併以降、国から地方交付税の合併算定替の特例措置を受けている

こと、あるいは市税などの歳入が比較的安定して推移してきたこと、そして定員適正化計画の着実な実行によります人件費の削減など行財政改革を着実に進めてきたこと、こういった要因によりまして、可能な範囲の中で基金の積み増しを行ってきたものでございます。

ただ、今後につきましては、高齢化等の進行によりまして、市税をはじめとした自主財源の大幅な伸びというものは期待できません。また地方交付税につきましては、ご案内のとおり合併算定替の段階的縮減が始まっております。今後、一般財源の縮小というのは避けられない状況でございます。

こうした中で、財政調整基金を今後どう活用していくのかというご質問もございました。平成33年度には合併算定替の適用期限の終了を迎える一方、社会保障関係経費の増加ですとか、公共施設等の老朽化による維持・更新経費の増加が見込まれております。さらには、新庁舎の建設事業など大型の事業も進捗することから、将来への備えとしまして、今後、財政調整基金を活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それでは、1の小規模企業振興条例について、（1）についての再質問を行います。

千葉県の中小企業振興条例と今度できた小規模企業の対象となる事業者、これはどのぐらいの違いがあるかということについてお答えをいただきたいと思います。

また、市町村と事業者は、金融機関や事業者団体等との連携について、これからきっちりやっていくということになっておりますけれども、どのようなイメージを持っておられるのかというようなことをお答えいただきたいと思います。

それから、千葉県が今度、中小企業振興条例を改定するということにつきまして動きがあるようですから、そのことについて、どういう動きなのかということについてご回答をいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それではお答えします。

まず、千葉県の中小企業に関する条例の改正が近々行われるということでございまして、これにつきましては既存の条例を改正するということで、中身につきましては、具体的に小規模企業とか小規模事業者とかという言葉を明確に規定したものでございます。内容につき

ましては大幅な改正はございません。

それと、県内のというか、小規模事業者という形でございますが、申し訳ございませんが、国内の企業者数ということで、2014年7月時点の関係でございますが、大企業につきましては、企業のうちの0.3%、そのほか中小企業と小規模事業者につきましては全体の99.7%になっております。しかし、そのうちの小規模事業者につきましては85.1%という状況でございます。

それと、今後の団体、そういうものについてどのように進めていくかということでございます。先ほどもお答えしましたけれども、県が条例の改正をするというお話を聞きましたものですから、先日商工会と打ち合わせしてございます。今後は、県の具体的な条例内容を把握しまして、また各市の条例の制定状況を注視しながら、整備できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 官制の商工会とか企業団体、こういったところから声が出てくるまで待つよという形ではなかなか仕事が進まない。一歩足を出さなければ、全く意味がないというのが小規模企業の中身だろうと思うんです。具体的には先進事例も結構出てきていますし、例えば帯広市だとか東京都の墨田区、この辺ではかなり、振興条例ができる前からずっと中小企業の振興については取り組んできております。

ですから、そういう先進事例の中でどういうことをやっているかということ、係長以上が全部実態調査に出ると、悉皆調査といいまして、全部の商工業者にアンケートをとっていくという事業をやっております、その中でこの地域ではどういう業種があつて、どういう人たちがここで働いていて、どういう希望を持っているのかと、あるいは行政に対してどういう希望を持っているのかというようなことについての悉皆調査、全部調査ですね、これを行っています。その中から集計いたしまして、業者団体だとか商工会だとか金融機関が集まって、そこでもっていろいろ論議して、施策をつくっていつているということができております。

ですから、そういう先進事例をよくご覧になって、そういう方向をとっていただければ、よく市長がおっしゃるんですけれども、旭市の経済的な土台といいますか、こういったものは非常にしっかりしておりますし、伸びていく要素はいっぱいあるというふうに私も考えます。ですから、その辺もやっていけば地域の宝物は見つかるし、その宝物を生かすという方

向性が出てこようかと思います。

次に、（２）のほうに移ります。いろいろやっていらっしゃるのは分かるんだけど、特に零細な事業者のところには、商工観光だとか商工会のやっている人たちの中身が伝わってこないんですね。市のほうもホームページと広報で出せばいいよと、きちっと伝えましたよというような感じが今まで強いんですけども、先ほど言ったように、業者団体だとかそういうところとの連携を強めていく中で、どういうものが必要なのか。これは整理してもらいたいんですね。どういう施策がどういうところで使えるということですね。

それから、もう一つ大切だなと思うのは、先ほどワンストップで創業の場合は相談できると。何でもいいからワンストップで、商工観光に来れば、全て商工業に関することは相談できるよという体制をとっていただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、ワンストップ窓口の関係でお答えします。

現在、先ほども言いましたように、創業支援の関係で、現在、商工観光課の中にワンストップ窓口を設けております。これにつきましては、仕事を始める方または今現在やっている方、いろんな相談業務ですね。特に資金の関係とか店舗の関係とかということを相談に来て、そういうアドバイスをしています。これにつきましては創業支援を行っている方には全てお話ししてございますが、議員おっしゃるように、まだまだPRが足りないということでございますので、今後も、商工会や金融機関との取引を始める前に、新規事業者や小規模事業者に対しましても、商工観光課内のワンストップ窓口において、各種施策の案内や事務手続きの關係の支援を分かりやすく親切に行ってまいりたいと思います。

基本的には創業支援のときにPRしていますが、さらなるPRにつきまして、市のホームページや広報紙等を活用して周知をさらに行っておりますが、さらに周知用のポスターやチラシなどを作成しまして、市の施設や金融機関など関係機関に設置するなど、広く市民の方々に浸透するように周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございました。

じゃ、次に生活保護の行政について、話を移らせていただきます。

先ほどの話ですと、旭市におきましては、非常に配慮をした形での保護行政を行っている

よというような形でのご回答だったんですけれども、他市におきましては、例えば小田原市なんか、「生活保護なめんなよ」と印刷したジャンパーを着て、生活保護の方に言っているというようなことが露骨に行われております。

(1) につきましては、影響ということでご回答いただきましたので結構ですけれども、(2) のほうで生活保護法の改正ですね。先ほどお話がありましたように、ほかの市町村に行きますと、まず行ったときに申請書を渡さない。さまざまな理由をつけて難しいよと言って、申請書を渡さない事例がいっぱい出てきているということと、申請書とほかに保護の適否だとか財産の状況だとか、そういったものも同時に出さないと、申請を受け付けないといえますか、そういった水際作戦が行われていると。扶養義務を理由にした先ほどの話ですけれども、かなりあっちこっちで行われているというふうに聞いております。

それから、稼働層、65歳未満に関しましては、ハローワークに行ってから来いとか、どういいう就労機会を得るためにやってきたのかというようなことを理由にして申請書を渡さないとか、そういうようなことが平気で行われているようです。旭市の場合、先ほどのご回答の中では、その辺は非常に重視して注意しながらやっているということですので、もう一度確認しておきたいと思います。そういった事例はないということでよろしゅうございましょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 生活保護の申請に関しましては、そういう相談者がうちのほうの窓口にお見えになります。そのときうちのほうでは、生活保護のしおりというものがありまして、それをよく説明させていただきまして、それで本人にこういう内容の生活保護の状況ということを説明させてもらって、その上で本人が申請したいということであれば、申請書をお渡しして、またその申請書の記入については、うちのほうではお手伝いして、それを作成するような形にしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） あと、生活保護のワークフェア的な指導強化が行われておりますけれども、生活保護の辞退を迫るような行政が各地で行われています。特に問題になるのは、行政が本人の意思を無視して保護の申請を辞退するようという指導が各地で行われております。旭市においてはこういうことはないということでよろしゅうございましょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 生活保護申請の辞退の件なんですけれども、うちのほうで生活保護の状況というかその説明をしまして、それでまた、一度申請のほうを提出した後に熟慮して、やっぱり生活保護に頼らないで自立してやるよという方はないことはないです。あります。でも、それはあくまでも本人の意思での取り下げというか辞退です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） （3）のほうに関連してくるんですけれども、申請権については非常に注意しながら、旭市の場合の生活保護行政は行われているということで考えてよろしいんでしょうか。一応確認のために。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） この申請については、生活保護法の施行事務監査というのが県のほうでありまして、その検査のときにおいても、県のほうからも、その申請権についてはしっかり説明してやっていますかというような確認を受けておりまして、それについては法にのっとり進めておりますというような回答をしております。ということで、そのようなことはありません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） これは質問じゃないんですけれども、お願いということで一言、お願いします。

生活保護行政というのは非常にデリケートなものですから、また個人のプライバシーにもかなり触れる部分があります。非常に専門性が求められているわけなんですけれども、法律が変わって非常に難しくなっているんですね。保護手帳なんか見ると800ページぐらいあって、あれをなかなか読み解くのは大変だということで、今後もそういった点を考慮しながら、より一層の研さんを図りながら行政を進めていただきたいと思います。

では、次に水道行政についてということで、（1）につきましては、だいたい概略をお聞きしたということで、特に再質問することはありません。

（2）といたしまして、特に十数%、全国的に見ると普及率が低いというのは、特に台地

の上だとか台地の周辺、そういったところで引き込みに非常にお金がかかるということがあろうかと思うんです。特に配管の引き回りが高額になるということで、なかなか普及が進まないんじゃないかなと思っているんですけども、これらの地域で井戸水を飲料として使用している所で、地下水だとか井戸水が亜硝酸態窒素ですか、これは水道法の検査項目に入っていますけれども、これが非常に高くなってきて危ないということなどが出ているようです。これは少量でもかなり重篤な病気を引き起こすということが知られておりますので、なるべくならこういったところへの助成といいますか、そういったものはできないのか。今ある制度等もご紹介をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 現在どのような助成制度があるかということで回答いたします。

現在、配水管の延伸と給水管の施工、これについて原則個人の負担で施工をお願いしております。ですが、専用住宅の場合に限り、例えば配水管の設置費用の一部を負担する助成といたしまして、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する要綱がございます。しかし、宅地内への給水管の設置費用については個人の資産となるため、この助成の対象外となっております。

もう一つですが、地下水の悪化による影響ということについては、水道事業としては直接の対応はちょっと無理かとは思いますが。水道法の理念に沿いまして、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持し、向上させるために不可欠なものとして、どのような対応ができるか、これからも調査研究はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 丘陵地帯に住む方等は、旭市民として低廉で清潔なお水を受ける権利、これら給水を受ける権利がありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、（3）に移りますけれども、水道料金の問題と水道事業の問題で、千葉県は水道事業に一定の責任を持つべきだというのが僕の考え方なんです。以前、市町村水道総合対策事業補助制度より補助を受けていたと思うんです。この制度についてどんなものかお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 千葉県補助制度です。これは県内の水道料金の格差解消のために始められた千葉県独自の補助事業であると考えております。本市は平成23年度まで県の補助をいただいて事業を運営しておりました。平成24年度以降現在に至るまで補助はいただいておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） イメージとして、要するに市の一般会計からの繰り入れがあって、その同額を県が補助するということは、現在でも行われているということでございますか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 市からの高料金対策費が出るというのが前提になっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 例えばイメージといたしまして、市が一般会計から5,000万円出すと、県から5,000万円引っ張ると。水道事業は非常に優秀ですから、1億9,000万円の中から5,000万円出すと。そうしますと1億5,000万円ぐらいの金額が出てきますよね。そうしますと、だいたい事業高の1割、このぐらいを減額することができるのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員もよく研究してもらっていると思いますけれども、高料金対策補助金がなくなってから久しいわけでありまして、その分、水道企業会計は非常に健全な企業運営をしているわけでありまして、今、積立金やら留保資金、太田議員も知っていると思いますけれども、かなりの部分があるわけでありまして。そしてまた86.4%の普及率ということで、5万6,000人余りの市民が水道を利用しているということでもありますので、市民サービスの観点からしても、一般会計から、先ほど話がありましたように、基金をそんなにためて何に使うんだというような部分もありますし、そういった部分では、水道料金、一般会計から繰り出しをしまして、そして県から相当額が来るわけでありまして、そういった対策、勉強、研究をしているところで、水道料金の値下げの方向で今検討しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。

では最後に、一般会計の非常に中身がいいということで、積立金がいっぱい積み上がっているということについて、再質問させていただきます。

皆さんベテランですので、市の会計というのは、1年分の予算を立てて原則1年で使い切ることが建前になっていると思うんです。それから、基金残高ですけれども、特に大きな財政調整基金ですか、これにつきましても非常に大きく積み上がっておりまして、ほかの基金は目的があって積み立てていると思うんですね。例えば庁舎を建てるとか、そういったところでの基金の積み立てということだと思うんですが、財政調整基金の場合、何に使ってもいいという形ですので、これもこんなにたくさんいるのかなという気がしているわけです。

ですから、これを有効に使っていくことが必要だろうと思うんです。水道会計だとかそういったところもありますし、よく予算がないからということでお断りになるような施策がありますし、また積極的に子育てだとかそういったところへの支援を行うプランをつくって、計画的にもっと使っていったらどうかというのが私の意見なんですけれども、それがやはり行政の役割じゃないのかと。積み立てが増えるというのは民間の企業でいえばいいことなんです、公的な市役所の財政運営としたらどうなのかなというふうに考えているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かにこれまでは合併特例基金の問題で、一本算定に向かったの財政調整基金で対応したいと、そのような思いでいるところでありまして、基金を年々増やしていたところであります。

ただ、やはり太田議員にも考えていただかなければならないことは、今、年間で300億円ぐらいの予算があるわけでありまして。今と同じような状況でいった場合に、人口が減少して、今、市の市税の収入は74億円であります。地方交付税をいただいて市の財政が運営されている。国庫補助金、県補助金、そういったものの中で、何でもかんでも今やればというふうな部分にはいかないわけでありまして、将来、10年先、20年先の旭市の財政状況、そういったものを考えて、少し余裕のある積立金、財政調整基金をためておく、貯金をしておくということは非常に大事なことでないかな、そんなような思いでいるところでありますけれども、

おっしゃることも確かに理がありまして、今、インフラ整備やら、学校、保育所、特に保育所が老朽化しておりまして、そういった部分での財源も必要な時代がやってくるわけでありまして、そういった部分には、子育ての意味からおいても積極的に支援をしていきたいと、支出をしていきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） その辺は意見が分かれるところでありますけれども、やはりこれだけ余るということは、逆に言うと計画性がないのではないかとと言われることになってしまうんじゃないですか。僕は、要するに実質収支の黒字はこんなになくても、1桁あればいいのではないのかというふうに考えるんですね。全くないではちょっと困りますけれども、そういった点では、ほかに今ある施策の中で将来に向けて必要な部分に使っていくというのも一つの考え方だろうと思うんです。その点はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 実質収支、こんなに小さくなくてもいいのではないかというお問い合わせでございます。計画性がないのではないかというようなお言葉もございました。

市政を進めるに当たりまして、予算を当然作成した上で進めていくわけですが、冒頭申し上げましたとおり、今、大きな事業をたくさんやっていますとか繰り越しがあるという中で、なかなか見通しが難しい中で実質収支が増えてきたものがございます。さらに、基金が増えている部分につきましても、今は合併算定替という特例があったりですとか、合併特例債という有意な財源を使えるという中で、お金にちょっとだけでしょうか余裕があるという中で、将来に備えて基金を積んできたということは、今まで申し上げてきたところでございます。

ただ、貯金を積んできたことで、じゃ市の事業をないがしろにしてきたかということはありません。産業の振興ですとか、少子高齢化対策ですとか、教育ですとか、それぞれの施策につきまして、旭市は決して見劣りしないような施策をきちんとやってきたというふうに考えておりますし、近隣と比べても旭市のレベルは高いというふうに考えております。

貯金がこれだけ多くなったということがございますが、今後そのまま続くということはないと思っておりますので、せっかくなかった貯金ですので、これを今後のために使いまして、将来に向かって健全で継続できる財政に努めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 財政のシミュレーションというのがあったと思うんですけど、それを見ますと、実質収支はこれから先にいきますとだいたいなくなってくると。ただ、積立金そのものは160億円ぐらいでずっと残っていくというようなシミュレーションになっていたかと思うんです。ですから、計画的に取り崩す必要もあるんじゃないかと僕は思うんです。

というのは、もう国が目をつけていますでしょう、お前らため込み過ぎだと、じゃ交付税を減らすよという脅しをかけてきていますので、それについて、財政の担当課としまして、これは要望なんだけれども、その辺の検討も含めてお願いしたいなと思うんです。

以上で発言を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時30分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（佐久間茂樹） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可が出ましたので、一般質問をいたします。お疲れでしょうが、この一般質問で最後になりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

1項目め、働く女性を支援する子育て支援の重要な場所として、児童福祉法で定められているところの保育所について。

1点目、市内公立保育所の園児室にエアコンを2年間にわたって取りつけていただいたわけでございますけれども、現場に行くと事務室に取りつけられていないのですが、事務室は、

保護者の相談や、具合の悪い子どもをほかの子どもたちから隔離して面倒を見るといった医務室的な機能を兼ね備えます。近年、真夏には室温34度を超える日もあると伺っております。このような中で、来客時や具合が悪くなった子どもの面倒を見ながら事務仕事などは大変であります。何よりも具合が悪くなった子どものことを考えると非常に厳しいのではないかと思います。現状、事務室にエアコンが取りつけてある保育所は何か所か伺います。

2点目に、9月の一般質問でも伺っておりますが、遊具について、設置年数が古いものでも52年を経過し、そのほとんどが30年から40年を経過しているということでご答弁をいただいたわけですが、耐用年数は木造で10年、鉄製で15年ということでございました。遊具の交換時期の計画は立てられているのか伺います。

2項目め、10月23日3時ごろ、超大型、強い勢力で静岡県御前崎市付近に、その後、広い暴風雨域を伴ったまま北上しました台風21号の被害が、旭市では6億円を超えると新聞報道でありましたが、そのほとんどが塩害と伺っております。

台風による塩害について。1点目、農業被害額について、建物と塩害でどのくらいの被害額が出たのか伺います。

2点目、災害の場合、共済制度がありますが、国は先の通常国会で、収入保険制度創設を盛り込んだ改正農業災害補償法が成立しております。この収入保険について伺います。

次に3項目め、先の公共交通意見交換会が各地域で開かれておりましたが、この中で新交通システムも検討項目にあったようですが、新交通システムについて、1点目にこの意見交換会の内容について伺います。

2点目は、さまざまな意見の中で今後の課題と導入について伺います。

以上、3項目、6点を質問いたしました。なお、再質問は自席で行いますので、はっきりと聞こえる声でご答弁をお願いいたします。

以上。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、公立保育所の事務室へのエアコン設置の現状について申し上げます。

伊藤議員からご質問のありましたように、公立保育所においては、既に現在使用している保育室、遊戯室及び調理室にはエアコンを設置済みでございます。しかしながら、事務室への設置につきましては、いいおか保育所、海上保育所及び干潟保育所の3施設のみでござい

ます。ほかの10施設につきましては、現在未設置の状況でございます。

続きまして、項目（２）の公立保育所の遊具につきましては、設置計画はあるのかというご質問についてお答えいたします。

遊具につきましては、園児の心身の発育、発達、そして自主性、創造性、社会性などを身につけていく遊びの場にとりましても不可欠な設備でございます。そして、常時安全に使用できるよう万全な整備体制を整えておくことが必要でございます。このようなことから、特に設置計画を策定せず、随時予算の範囲内で、危険性のある遊具については撤去、使用頻度の高い遊具は更新を行うことにより、整備充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、２の台風による塩害についての（１）農業被害額についてと（２）保険についてお答えいたします。

まず、（１）の台風21号による農作物の被害についてですが、今回の台風では塩害が広範囲に及び、キャベツ、大根をはじめとした露地野菜が大きな被害を受けました。農産物の被害額が約５億4,000万円に上りました。また、強風によりパイプハウス等農業用施設も被害を受けまして、この被害額が約1,000万円ということで、合わせますと農業被害額は約５億5,000万円という状況です。

次に、（２）の保険についてです。

農業の収入保険制度の概要についてですが、平成31年から始まる制度ですが、青色申告を行っている農業者が対象で、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少が補填されるもので、農業経営全体をカバーし、長期的に安定した農業経営を行うための制度です。

補償内容は保険方式と積み立て方式があり、補償額は、保険方式が過去５年間の平均を基本とした基準収入額の約８割を補償するもので、積み立て方式を併用した場合は約９割となります。この制度の保険料には国の支援制度があり、農家の負担は保険方式が50%で、積み立て方式は25%となります。

なお、加入の申し込みについては農業共済組合となります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから大きな３番目、まず（１）の意見交換

会についてお答えいたします。

意見交換会は2日にわたって行いまして、全体で96名の参加をいただきました。当日出た主な意見でございますが、地域別意見交換会では、日常の移動に困っていることや求められる公共交通について、地域の住民の方同士で話し合っていました。

まず、日常の移動に困っていることについては、バスの本数がなく利用したいときに利用できない、交通が行き届いておらず通院や買い物に困っている、高齢者はバス停まで歩けない、免許を返納したいが公共交通が不便なので不安である、バスで道の駅まで行きたいがバスがない、コミュニティバスのルートやダイヤが複雑で分かりにくいといった意見がございました。

そして、求められる公共交通について話し合っていた結果といたしましては、長大化しているコミュニティバスのルートを効率化し利用が多い路線は強化してほしい、デマンド交通やタクシー補助等のドア・ツー・ドアのサービスを導入してほしい、免許返納者への割引サービスの充実をしてほしい、道の駅へのバスの乗り入れ、理解しやすい運行情報の提供といった問題解決に向けたご意見が出されているところでございます。

続きまして、(2)の今後の課題ということで、公共交通会議において、各種調査結果、地域別意見交換会での意見等を整理し、報告させていただいた課題といたしましては、1、高齢化により増加する交通弱者の移動手段の確保、2、コミュニティバス等の利便性の向上と交通空白地域の解消、3、道の駅、新庁舎等の新たなまちづくりの拠点施設へのアクセス向上、4、既存公共交通の利用促進と受益者負担の適正化による持続性の確保、5、交流人口の拡大のための観光二次交通等の確保の五つでございます。

今後は、課題から導き出した基本方針を基に、課題を解決するための具体的な施策を記した骨子案を12月下旬ごろをめどに作成し、その後、素案の作成、パブリックコメントの実施を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

各保育所のエアコン、ほとんどないということですが、3施設あるわけですが、事務室の温度管理の報告というのはされているのか、つかんでいるのか、それをお伺いします。事務室の平均温度、夏はだいたい34度ぐらいと聞いておりますけれども、実際にはどのぐらいの温度があるのかお聞きします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 公立保育所の温度管理を掌握しているかというご質問にお答えいたします。

まず、公立保育所につきましては、旭市立保育所規則第5条第2号様式に保育事務日誌という様式を定めてございます。この保育事務日誌は毎日午前9時と午後1時の室温を日々記録できる様式になっております。今年の状況で申し上げますと、本年夏には摂氏30度から35度に及び、最高気温の平均は摂氏33度まで上昇している状況を把握しております。実際、医務室の利用時や保護者役員会等の折には、現状を説明した上で、暑さ対策として窓を開放したり扇風機等により対応しております。冬場にはストーブにより対応している状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 暑さ対策、扇風機とか普通の風、自然の風ということですが、ちょっと回って伺ってみると、扇風機を一番強くして仕事をしていると書類がみんな吹っ飛んでしまうというようなことも伺っております。保育所の現場からの取りつけてほしいという要望というのはあるのかどうか伺いたいんですけども。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） ここ何年かの現場からの要望という部分につきましては、確かに現場保育士からは、夏場は暑くて大変だというような声は寄せられておりました。しかし、予算要求時におきましては、特に事務室には職員はずっと常駐しているわけではなく、まめに保育室に行き来があるということで、所長によっては、例えば保育室のエアコンのきいている部屋に書類を持ち込んで事務仕事をしているというような状況も確認している次第です。

ですが、扇風機を利用することで書類が飛んでしまったり、また保護者が相談等でお越しになったとき、または児童が熱を出したり、保護者が迎えに来るまでの間の医務室の利用という時点では、確かに十分な対応ができていない部分もございますので、今後、エアコンの必要性、そしてまた動力負荷、電気容量等もつける際には考えなければいけませんので、こうしたことも踏まえて調査検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今お聞きしましたけれども、現場からの要望もあるわけです。実際に3保育所がエアコンがついているということですので、やっぱり公平性を考えてみても、ないのはいかなものかなというふうには思うわけです。

先ほど市長が言っておられましたけれども、保育所の耐震化で新しく建てるような話もしておりましたけれども、そうしたまでの間、我慢というのはちょっと厳しいのかなというのもあります。今年にかけてということであれば、今年はそんなに暑くはなかったんですね。ですので、特に古城とか山を持った所とかはかなり暑さがあると思うんです。ですので、ぜひこれはエアコンをつけるような方向で検討をしていただきたいんですけども、設置のことは考えておるのかももう一度聞きたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 貴重なご意見をありがとうございます。先ほど回答させていただきましたように、やはり予算を伴うこともあり、電力量の調査等もまだ不十分ですので、そういったことも踏まえて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ検討していただきたいなと思います。

幼児室に行ったときに、電話が幼児室にはありませんので、電話がかかってきた場合、出られないということもあるので、そうしたことも考えてぜひエアコンをつけていただきたいなということで、要望するものです。

続いて遊具に入ります。遊具についてですけれども、現状で取り替えなくてはならないと認識している遊具というのは何個ぐらいあるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 撤去や交換の必要性のある遊具につきましては、現在、保育所全体で10基、修繕が必要なものは3基あると把握してございます。こちらにつきましても、先ほど回答させていただきましたように、予算の範囲内で順次対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この遊具というのは、児童福祉法の保育所の中では1点、ここに書いてあるんですけども、「自然の中でのびのびと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の導線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。」というふうになっているんですね。

これは確実に遊具を取りつけないよということではないと思うんですけども、そうした観点から、野外の体力づくりというのは、もし遊具が少なくなってきた、遊ぶ所が外ではそんなにないよ、遊ぶものはそんなにないよということであれば、屋外の体力づくりというのはどのようなお考えを持っているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、屋外での児童の体力づくりについて、どのような考え、対策を持っているかというご質問に対してお答えいたします。

本年度から、公立保育所の保育士を対象としました幼児期における運動推進講習会を実施しております。この講習会は、文部科学省の幼児期運動指針に基づきまして、保育士が保育所児童に運動指導を行えるよう、保育士のスキルアップを図ることを目的に実施しております。この講習の内容は、ボールを使った運動など屋内外での実施が可能な内容となっております。そして、保育士が保育児童に運動指導をすることによりまして、子どもたちの基礎体力の向上、また集中力や粘り強さが身につく、社会適応力の発達が見込まれるなど、さまざまな能力の向上が期待できる内容となっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ人気のある遊具だけを残して、そのように体力の強化ですか、そういうふうな形でやっていただきたいなと、このように思います。現状、見て見ると、ガムテープで張ってあって、穴を埋めて、それで色を同じ色にしているということは、市立保育所としては、165億円の基金があるという旭市ではちょっとみずばらしいなという気持ちもするものですので、もし新しい遊具を計画しているのであれば徐々にやっていただいて、これも人気のあるもので結構ですので、新しいものに替えていっていただきたいなと、このよ

うに思います。

次の２項目めに入ります。台風による塩害ですけれども、今、５億５,０００万円ということであるということですが、露地野菜は恐らく共済制度にないと思いますけれども、野菜とか穀物に対しての保険適用というのは共済ではないんですか、補償制度というのは。その辺のところだけ伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農業共済制度の対象についてのご質問ですけれども、現行の制度では水稻や麦、大豆、それから果樹、こういったものが共済の対象となりまして、今回の台風で被害を受けたキャベツ、大根などの野菜は引き受け品目にはなっておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○１０番（伊藤 保） そうすると、露地野菜をやっている農家の方はかなり収入が少なくなってくるというふうに思います。それに対する、被害に対する支援制度というのはほかにあるのかどうか伺いたいんですけども。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 支援制度についてですけれども、千葉県では、台風21号及び22号による農業、漁業への被害が大きかったことから、千葉県農業災害対策資金及び千葉県漁業災害対策資金を発動いたしました。この資金は、災害により被害を受けた農業者、漁業者の経営の維持・安定を図るため、再生産に必要な資金または施設の復旧資金を県、市町村及び金融機関が協力して通常より低利な金利で融資するものです。

また、県の利子補給の制度は、市町村が利子補給を行うことが条件となりますので、旭市としましても、被害のあった農業者のために事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、農業者の末端の金利はゼロ%の予定で、平成30年３月までに貸し付け実行されたものが対象となります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○１０番（伊藤 保） そうすると市単費ではないわけですね。県が何%、市が何%という形ですね。市単費での補償制度というのはないという形で考えてよろしいでしょうか。

できれば多少出してもらいたいなという考えもあるんですけども、実はハウス農家へ行きましたところ、やはり風でハウスがやられまして、ほとんどが、共済に50%、ハウス農家は入っているか入っていないかだということで、自費で直すという話でございました。ですので、ハウス農家の部分に対しては何かしら考えていただきたいなと、こういうふうに思っている次第です。

次に、保険について移ります。全国でこの制度の説明会がこの14日からあるというような話をお聞きしましたがけれども、市では職員の派遣、県内で恐らくやると思われますけれども、その辺の職員の派遣は考えているのかどうか、これを伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 収入保険制度の説明会の関係ですけれども、農林水産省のホームページによりますと、この保険制度の内容について、農業者を中心に関係団体などの関係者に広く周知することを目的としまして、都道府県別に説明会が開催されます。千葉県では、この説明会が12月26日に千葉県農業会館で開催されますので、市といたしましても新しく導入される制度ですので、職員の参加を考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） できれば、これは一般農家の方、あるいは団体の方は当然参加されるでしょうけれども、大きくやっている農家の方とかもやはり参加されるんでしょうね。この制度を周知を徹底していただきたいなと、このように思うんですけども、その辺はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 収入保険制度についてですけれども、市では既に情報提供を始めております。そして、引き続き制度の概要をホームページや広報あさひに掲載して周知を行っていきます。

また、収入保険制度は平成31年産からの農作物が対象となることから、今後、農業関係の連絡文書を出す際に同封したり、農業団体の会議等でお知らせをしていくことを考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ周知徹底をしていただいて、年間最大で7万2,000円ですか、7.2万円と書いてありますからね。この程度で収入がある程度安定するわけですので、災害があったときに、融資もありますけれども、融資をしないで、それがあつた程度補償できるということであれば、また農家の働く意欲というものも変わってくると思いますので、ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は……

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） すみませんでした。ちょっと早とちりをしまして、これで終わりかなと思って。

次に、新交通システムについてですけれども、意見交換会についてですが、乗り合いタクシーに対する研究は参考にはしていると思いますけれども、参考にはしている自治体というのは、どこを参考にはしているのかお聞きします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） デマンド交通、県内で18団体が既に導入をしております。参考ですが、その中で4団体は、コミュニティバスについては行っていないという形でございます。

近隣ですと成田市、香取市、山武市といったところがやっておりますので、その辺が参考になってくるのかなということですが、具体的な検討には入っておらずに、今年行われる地域公共交通網形成計画の中でどのように話が進んでいくのかという形で、先ほど意見がいろいろ出ましたよということで、それを取りまとめた形で公共交通会議のほうに諮りまして、基本方針として課題を五つ整理しまして、高齢化により増加する交通弱者の移動手段の確保、コミュニティバス等の利便性の向上と交通空白地域の解消、道の駅・新庁舎等の新たなまちづくりの拠点施設のアクセス向上、既存公共交通の利用促進と受益者負担の適正化による持続性の確保と、交流人口の拡大のための観光二次交通の確保と、この五つが課題として、この方向で検討しましょうねということで会議の中で決定しておりますので、その中で議論が進むと、デマンド交通についても検討されるということで考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、次の今後という形で再質問させていただきます。

今、高齢者の事故が多くなってきております。私も前期高齢者になるわけでございますから、もう少しでね。そうした中で、運転免許証を返還された方に対して、今現在、公共交通の割引券とか無料券とかといった補助事業というのは、旭市では行っているのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 市の施策といたしましては、免許返納者へのサービスというものはございませんが、バス事業者とかタクシー業界で割引サービス等は警察との協定で行っているようでございます。また、今回実施しました市民アンケートの結果でも、年齢が上がって返納したいが、ちょっと不安があるよということで、意見等も出ておりますので、その辺は交通会議の中でまた検討していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これから高齢化がますます進んできます。この交通システムというのは非常に重要な位置を占めてくると思うんです。定住するに当たっても、そういったものも恐らく見てくると思うんです。ですので、これは早く確立をしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひこの導入を早くしていただきたいなど、こういうふうに要望して、一般質問を終わります。これで本当に終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 7分